

監査結果公表第4-4号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

市長から、包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和4年8月29日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	西田 尚美
同	大野 義信

記

1 措置の内容の通知

令和4年8月24日付け八政行第83号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市監査委員 吉川 慎一郎 様
八尾市監査委員 八百 康子 様
八尾市監査委員 西田 尚美 様
八尾市監査委員 大野 義信 様

八尾市長 山本 桂右

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 7 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成 28 年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

○平成 29 年度包括外部監査について

税務事務の執行について

○平成 30 年度包括外部監査について

補助金・負担金等に係る事務の執行について

○令和元年度包括外部監査について

高齢者福祉に関する事務の執行について

○令和 2 年度包括外部監査について

公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

○令和 3 年度包括外部監査について

委託契約に関する事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成 21 年度「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」、平成 22 年度「歳入の執行事務について」、平成 24 年度「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」及び、平成 25 年度「公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

○包括外部監査における改善措置等の状況(令和4年7月20日時点)

年度	監査の内容	結果意見の件数 (a)		令和4年1月20日までの対応済み件数 (b)	今回対応分 (a)-(b) =(c)	今回対応済みとなった件数		次回以降に 対応する件数 (c)-(d)
						合計件数 (d)	内、「措置済み」件数	
H14～18年度までの監査の結果・意見は、すべて措置対応済み 監査の内容:(14出資法人)(15補助金)(16公共下水道)(17公の施設)(18市立病院)	結果	45	45					
	意見	441	441					
19 人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	—	—
	意見	33	31	2	1	1	0	1
H20～22年度までの監査の結果・意見は、すべて措置対応済み 監査の内容:(20保険事業)(21委託契約及び工事請負)(22歳入事務)	結果	18	18					
	意見	88	88					
23 教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	—	—
	意見	18	17	1	1	0	1	0
24 水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	—	—
	意見	8	8	—	—	—	—	—
25 公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び 事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	—	—
	意見	9	9	—	—	—	—	—
26 生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	—	—
	意見	22	21	1	0	0	0	1
27 市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	—	—
	意見	67	66	1	0	0	0	1
28 外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の 事務の執行について	結果	26	26	—	0	0	0	—
	意見	94	86	8	2	2	0	6
29 税務事務の執行について	結果	3	3	—	—	—	—	—
	意見	21	20	1	0	0	0	1
30 補助金・負担金等に係る事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	—	—
	意見	52	46	6	2	1	1	4
R1 高齢者福祉に関する事務の執行について	結果	18	18	—	—	—	—	—
	意見	66	49	17	2	2	0	15
R2 公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について	結果	15	13	2	2	2	0	0
	意見	77	31	46	18	18	0	28
R3 委託契約に関する事務の執行について	結果	4		4	4	4	0	0
	意見	95		95	39	38	1	56
合計	結果	156	150	6	6	6	0	0
	意見	1091	913	178	65	62	3	113

1. 令和4年7月20日までに改善措置等を講じた事項

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について(6件)

【令和2年度】公の施設のうち「指定管理者」が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(個別事項)

(2) 八尾市立障害者総合福祉センター・八尾市立デイサービスセンター

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R4.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	障がい福祉課 関係課	八尾市立障害者総合福祉センター及び八尾市立デイサービスセンターにおける指定管理料の消費税について	<p>(1)指定管理料は施設の管理運営のための費用として支出するものであり、公募の際に示す指定管理料の上限額も「管理のために必要と考えられる費用」の総額を積算した上で、指定管理者の自主的な経営努力や適正な労働条件の確保、適正な業務水準や業務内容に応じた適正金額を決めるべきである。当該施設の委託料が非課税取引であることを基礎とした場合、公募時の上限額の算定では、消費税抜きで計算した事業必要額全体に事後的に消費税を加えた額ではなく、実際の事業必要額そのものを上限額とすべきであった。</p> <p>(2)他でも同様の事象が生じている可能性があることから、市としては他の事業においても同様の誤りが生じていないか点検すべきである。</p>	<p>(1)公募時に示す指定管理料の算定については、当該委託料が非課税取引であることを基礎として、実際に必要と思われる各費用の算定を改めて行い、市が事業に必要であると算出した金額を指定管理料の上限とするよう見直しを行い、現在、過払額及び令和3年度の指定管理料の額について指定管理者と協議を進めています。</p> <p>(2)他の事業においても同様の事象が生じていないかについて、全体の点検を行い、現在、過払額及び令和3年度の指定管理料や委託料の額について相手方と協議を進めています。</p>	<p>(1)過払額及び令和3年度の指定管理料の額について、指定管理者との協議が完了し、過払額の返還については、分割納付により支払われることで合意しました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>(2)他の事業においても同様の事象が生じていないかについて、全体の点検を行い、指定管理料返還額等を確定させ、相手方に対し返還請求を行いました。</p> <p>(措置済み)</p>

(3) 八尾市立福祉型児童発達支援センター

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R4.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20までの取組等の内容と改善の方針
2	こども施設運営課	八尾市立福祉型児童発達支援センターにおける指定管理料の消費税について	<p>指定管理料は施設の管理運営のための費用として支出するものであり、公募の際に示す指定管理料の上限額も「管理のために必要と考えられる費用」の総額を積算した上で、指定管理者の自主的な経営努力や適正な労働条件の確保、適正な業務水準や業務内容に応じた適正金額を決めるべきである。当該施設の委託料が非課税取引であることを基礎とした場合、公募時の上限額の算定では、消費税抜きで計算した事業必要額全体に事後的に消費税を加えた額ではなく、実際の事業必要額そのものを上限額とすべきであった。</p>	<p>公募時に示す指定管理料の算定については、当該委託料が非課税取引であることを基礎として、実際に必要と思われる各費用の算定を改めて行い、市が事業に必要であると算出した金額を指定管理料の上限とするよう見直しを行い、現在、過払額及び令和3年度の指定管理料の額について指定管理者と協議を進めています。</p>	<p>過払額及び令和3年度の指定管理料の額について指定管理者との協議が完了し、過払金の返還を受けました。</p> <p>(措置済み)</p>

【令和3年度】委託契約に関する事務の執行について

(共通事項)

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	契約検査課	契約保証金の免除に関する財務規則の適用関係について	契約保証金の免除に関し、財務規則の解釈適用の誤りが見受けられた。財務規則の当該部分に関する正しい解釈を示し、それを全庁に通知する等、全庁的な見直しが必要である。		契約事務の適正な執行に向け、本市財務規則の当該部分に関する正しい解釈について、免除にかかる適用条件等を具体的に記した通知を発し、誤りが生じないよう全庁的な見直しに取り組みました。 (措置済み)

(各論事項)

(1) 外国人市民情報提供事業委託契約

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	人権政策課	再委託の確認未了について	業務の一部について外注されていることが認められたが、市は、再委託等の有無について確認していなかった。再委託等の確認を徹底すべきである。		令和4年度の契約において、書面により再委託の申請及び承諾の手続きを行いました。 今後も引き続き適切に行ってまいります。 (措置済み)

(2) 八尾市介護保険の窓口業務委託契約

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	高齢介護課	誓約書の取得漏れ	受託者は、個人情報の保護に関し、全ての従事者の誓約書を市に提出すべきであるが、一部の従事者についてその未提出が存在していた。事後、誓約書を含めて、事業者から提出される書類について漏れが無いかなどを注意すべきである。		現従事者すべての誓約書の提出を受けております。 今後も事業者から提出される書類については、提出漏れのないよう注意します。 (措置済み)

(3) 八尾市リサイクルセンター運営管理業務委託契約

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	環境施設課	再委託の承諾について	受託者の業務とされているリサイクルセンターの「運転」に関しての機械によらない選別や、施設管理にかかる点検業務、清掃及び植栽の管理等について、再委託の承認等の手続きはされていなかった。再委託について、市の承認を得させるようにし、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出させることとすべきである。		契約の締結に当たり、受託者に再委託の申請書と誓約書を提出させ、承認手続きを行いました。 (措置済み)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について(65 件)

【平成 19 年度】 人件費にかかる財務事務について

3. 手当

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課	(1)期末手当 ・勤労手当	ア)勤労手当の支給額の算定方法 勤労手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤労手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤労手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤労手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤労手当への反映はさせていない。評価結果を勤労手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。	人事評価については、平成21年度から管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤労手当への反映について、部長級職員においては、人事評価の結果を翌年度勤労手当に反映させるよう改定を行いました。今後とも職員のモチベーション向上に繋がるよう制度の検証を行ってまいります。	人事評価制度は、平成21年度から職員の人材育成を目的に継続実施しています。評価結果の勤労手当への反映については、令和4年度より、前年度の人事評価の結果を翌年度の勤労手当に反映させるよう改定を行い、部長級職員から適用しました。令和5年度には、対象を拡大し、課長級の職員にも適用することとしました。 今後も職員のモチベーション向上に繋がるよう制度の検証を行い、対象を拡大してまいります。 (措置済み)

【平成 23 年度】教育行政における取組み等について

2. 学校規模の適正化について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針									
2	教育政策課	小規模校の適正化について	小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であるとする学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(Ⅰ地区、Ⅱ地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Ⅰ地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> </tbody> </table>	地区	学校園名	Ⅰ地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	Ⅱ地区	D 中学校	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。平成 31 年4月からは義務教育学校に移行し、「高安小中学校」となりました。 また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。 なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。平成 31 年4月からは義務教育学校に移行し、「高安小中学校」となりました。 令和3年度には、高安小中学校、桂小学校、北山本小学校、桂中学校と協議を進め、保護者からもご意見をいただき、学校規模の小規模化に歯止めをかけるため、魅力ある学校づくりを推進し、通学区域に関係なく市内全域から児童・生徒が通学可能となる小規模特認校制度の導入を検討してきました。検討の結果、令和5年度より、高安小中学校区、桂中学校区において、小規模特認校制度を適用し、特色ある学校づくりを進めながら小規模の解消を図っていくことを決定しました。
地区	学校園名													
Ⅰ地区	A 中学校													
	B 小学校													
	C 小学校													
	近隣の市立幼稚園													
Ⅱ地区	D 中学校													

			<table border="1"> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は21,519百万円に上る。</p>	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>なお、他の中学校区については、上記の取り組みの成果を注視するとともに、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、必要に応じて対応してまいります。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
E 小学校							
F 小学校							
近隣の市立保育所							

【平成 28 年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	やおコミュニティ放送 (広報・公民連携課)	中期計画の策定について	<p>メディアの多様化により、FM放送の地域における役割を捉え直す必要がある。すなわち、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められている(例えば、観光協会等との連携を強化し、市の文化施設や観光資源等のPRに関する情報サービスの実施等)。</p> <p>したがって、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。</p>	<p>放送出力の増力工事等による難聴地域の改善、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、コミュニティ FM としての取組を踏まえつつ、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を進めているところであり、引き続き市が決定する方針との整合性をとりながら、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。</p>	<p>市民総参加の地域共生企業として、現場重視の新しい業務執行体制を確立し、経営基盤の抜本的改革を進めるため、令和4年度から3か年間の中期計画を策定し、取締役会で承認されました。</p> <p>(措置済み)</p>

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	国際交流センター (人権政策課)	中期計画の策定について	<p>自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。</p> <p>また、各事業への目標参加人数や、新たな事業への取組に対応するための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営すべきである。</p> <p>なお、中期計画の策定にあたっては、市の国際交流及び多文化共生に関する事業との連携を図る必要がある。</p>	<p>公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成 29 年度～32 年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための</p>	<p>公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成 29 年度～32 年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>前計画の計画期間満了により新たに策定した</p>

				人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。	中期計画において、新たな事業への取り組みに対応するための人材の確保や育成等についても定めました。 (措置済み)
--	--	--	--	----------------------------------	--

【平成 30 年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	高齢介護課 地域支援室	八尾市街かど デイハウス事業 運営補助金に ついて	<p>(2)延べ利用者数は減少傾向にあり、現状では街かどデイハウス事業が有効に実施されているかどうかは判断できない。延べ利用者数に併せ、例えば、利用者の自立率を成果指標として、本事業の有効性を評価すべきである。</p> <p>また福祉の担い手の確保が困難な中、街かどデイハウスは重要な地域資源であると考えられる。他市においては、総合事業の通所型サービスBに段階的移行をしている自治体がある。市においては、街かどデイハウスを総合事業に位置づける場合、①通所型サービスA、②通所型サービスB、③一般介護予防事業として実施することが考えられるとのことである。総合事業の通所型サービスAあるいはBに位置づけた場合の街かどデイハウス運営面における影響等も勘案しながら、「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間(平成 30~32 年度)中に、街かどデイハウス事業のあり方について検討を進められているが、他市の状況も参考にし、通所型サービスへの移行の計画的実施を検討すべきである。</p>	<p>R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>令和2年1月に実施した事業者へのヒアリング及び高齢者あんしんセンターからの意見等をもとに、総合事業における通所型サービス B としての制度設計を行い、令和3年3月に事業者に対して説明会を実施しました。</p> <p>説明会での意見も参考にして、事業内容について見直しを行い、令和4年度からの通所型サービスへの移行に向けて取り組みを進めております。</p>	<p>R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>街かどデイハウス事業を総合事業の通所型サービスとして制度構築を行い、令和4年度に4団体が移行しました。他の団体についても、令和6年度にかけて計画的に移行いたします。移行後は、総合事業全体として事業評価を行うこととなりますが、街かどデイハウスの有効性についても、利用者の体力測定結果を定期的に確認すること等により、評価してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
6	こども施設運営課 放課後児童育成室	八尾市放課後 児童クラブ事業 補助金について	<p>現在、月ごとの放課後児童クラブの利用料を徴収しており、月途中で退所した児童がいる場合、日割計算を行い、退所した日数分の利用料を利用者に返還している。しかし、日割計算をする場合、事務が煩雑となり、一定の事務コストが発生している。今後、更なる民間事業者の参入が期待され、補助金額も増加することが見込まれる。このような状況で利用料の日割返還を民営施設に求めることとした場合、その事務コストに対応する補助金が必要となる。</p> <p>このことから、公営の施設も民営の施設も月の途中で退室した児童の月額利用料は返還しない取り扱いとすることを検討すべきである。なお、月の途中で退所した児童の月額利用料を返還しない場合は、月額利用料は返還しない旨のアナウンスを、利用者が入所申請する際等に事前に行う等の一定の配慮が必要である。</p>	<p>引き続き、次年度以降の事業運営に関し、民間の参入拡大も視野に入れ、検討を行っているところであり、事業運営全体の見直し検討の中で、利用料徴収の運用についても検討を行ってまいります。</p>	<p>放課後児童室管理運営システムを再構築し、月途中の退所児童の保育料日割計算がシステムで自動計算できるようになったことにより、事務コストが大幅に削減できたことから、引き続き、月途中で退所した児童の利用料については返還する取扱いとします。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	高齢介護課	長期的に継続している共同処理業務委託契約の文書保存の在り方について	介護保険の保険者として行う事務のうち、介護保険給付に係る審査支払事務等を、大阪府国民健康保険団体連合会に処理を委託し、その際、国保連に委託可能な項目の中から項目を選択して契約している。この共同処理業務委託契約は、当初から長期的に継続することが予想されていたものであるが、委託項目選定時の判断過程を示す、過去の文書が保存されていなかった。今後、委託項目の見直しを検討する際、的確な判断が難しくなり、又は既に検討が終了している検討を重ねて行うこととなり、不効率にもつながる。 このような長期間継続的に行われる国保連に対する共同処理委託事務に関し、委託項目を選定する時の判断過程が引き継がれるよう、文書保存の運用または稟議方法を工夫するべきである。	各項目を選定する際の判断理由を見直しました。次回起案時に判断過程を記した文書を添付します。	委託内容の判断根拠資料を作成し、令和4年度の契約起案に添付いたしました。次年度以降も、判断過程が引き継がれるよう、起案に同資料を添付する運用に改めました。 (措置済み)
8	高齢介護課 地域支援室	各地域包括支援センターと八尾市との間で、利用者情報や訪問記録等の連携について	市と各地域包括支援センターとの間で、利用者情報の共有が全て「紙媒体」で行われており、効率性・利便性を損なう結果となっている。 電子的な方法による情報の共有や結合について、メリット・デメリットや費用等を含めて、少なくともその改善の検討を行うことが望ましい。	委託料の支払いに係る実績報告については、紙媒体からデータ提出とし、令和2年度から事務手続きを一部変更し運用しております。 また、地域包括支援センター間のネットワーク化について、今後の包括的な相談支援体制の設置を含め協議を進めてまいります。	市と地域包括支援センター間のネットワーク化について、情報セキュリティを確保しつつ、市および地域包括支援センター相互の電子的ネットワーク化を行うために必要となる初期・継続費用、また導入した際の地域包括支援センターの利便性について、地域包括支援センターの実状などを踏まえて検討した結果、費用対効果が十分に得られないことから、システム改修によらず、情報共有等の取り組みや負担軽減、利便性の向上を図るべきであると判断いたしました。 また、利用者情報の共有をはじめ、市と地域包括支援センターの間での情報のやり取りについて、内容を精査したほか、効率性・利便性の向上を図る観点から、紙媒体ではなくメール等によるデータ提出に変更するなど、全体的に運用方法の見直しを行いました。 (措置済み)

【令和2年度】公の施設のうち「指定管理者」が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(共通事項)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
9	行政改革課 指定管理者導入施設所管課	維持修繕に関するリスク分担、精算の仕組みについて	(ア)施設、備品等の維持修繕については、市がそのリスクを負担するべきと考えられることから、リスク分担表では、指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは指定管理者がリスクを負担し、その他の事由によるものは市がリスクを負担する、という内容に整理し	(ア)協定書への統一な記載について、関係課で調整し、検討しております。 (イ)精算対象となる費目を「修繕・再調達費」として整理し、各施設において次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書、協定書に明記するよう	(ア)協定書の記載について、リスク分担に係る部分を統一するため、「標準的な基本協定書」を策定しました。 (措置済み) (イ)精算対象となる費目を「修繕・再調達費」と

			<p>たうえで、発注者の区分を意味するに過ぎないものについては「リスク分担表」からは除外し、別途発注者区分に関する取り決めとして協定書等に盛り込むべきである。</p> <p>(イ) 物品の老朽化等への対応のため、その機能を維持する方法としては、修繕の方法と、再調達の方法の双方がありうる。従前は精算対象費目が「修繕費」とされていたため、再調達のために要した費用は精算対象とならないのではないかという疑義があったが、精算対象となる費目を「修繕・再調達費」とし、修繕、再調達の双方の費用を含むものとして整理されたい。</p>	<p>見直しを行いました。 (措置済み)</p>	<p>して整理し、各施設において次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書、協定書に明記するよう見直しを行いました。 (措置済み)</p>
10	指定管理者導入施設所管課 行政改革課	指定管理業務専用の口座の使用を求める運用について	<p>現在の協定書では、会計の独立原則の確保の為に、指定管理業務専用の口座開設を一律の義務としているが、一律の義務としている点についてはその義務を緩和することも考えられたい。市としては、指定管理業務と本社経費等が経理上、どのように区分して作成されているかといった、実質面に着目した点検を重視すべきである。</p>	<p>実質的に適切な経理区分がなされれば口座開設は必須ではないことから、義務付けの緩和を検討し、協定書における統一的な記載について、関係課で調整し、検討しております。</p>	<p>協定書の記載について、「標準的な基本協定書」を策定し口座の作成義務付けではなく、経理区分を混同することなく、適正な管理を行う条項を盛り込む見直しを行いました。 (措置済み)</p>
11	行政改革課	基本協定書の記載内容の統一化について	<p>今後、共通的な指定管理者制度の運用を行うべきものについては、協定書の記載が項目の有無だけでなく、可能な限りで統一的な文言となることが望ましい。たとえば、統一されているべき箇所については、協定書を締結するにあたっての内部決裁段階で、チェックリスト方式で点検する等といった対応が有効と考えられる。</p>	<p>協定書における統一的な記載について、関係課で調整し、検討しております。</p>	<p>協定書の記載について、項目の骨格部分を統一するため、「標準的な基本協定書」を策定しました。 (措置済み)</p>

(個別事項)

(3)八尾市立障害者総合福祉センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20までの取組等の内容と改善の方針
12	障がい福祉課	備品の購入について	<p>当該施設ではもっぱら指定管理者が指定管理料を原資として備品の追加等を行っているが、市がその承認をしたり、市に帰属させたり、数量を確認する手続き等はないとのことであった。現行の協定書を前提とする限り、指定管理者による備品購入については、原則として指定管理料による備品の購入とし、取得時の承認及び指定期間終了時に市に所有権を移転する手続を取られたい。また、備品購入時の承認については、その事実を記録化されたい。</p>	<p>R4.1.20までの取組等の内容と改善の方針 指定管理者による備品の購入についての協議や承認の手続き、指定期間終了後の所有権の移転手続きについて、書面により行うよう見直しを進めています。</p>	<p>R4.7.20までの取組等の内容と改善の方針 指定管理者による備品の購入については、現行の協定書に従い、指定管理料を原資とすることを原則として、指定期間終了後は市に帰属することとし、備品の購入の際は書面による承認手続きを徹底し、その内容をリスト化して記録化することとしました。 (措置済み)</p>
13	障がい福祉課	管理用の物品のリースについて	<p>リースによる車両等の備品については、リース料が指定管理料を原資とし、かつ期間終了後の所有権が指定管理者に帰属するのであれば、原則として指定管理料による備品購入に準じた取り扱いをすべきである。その判断のため、リースによる取得状況及び契約</p>	<p>リースによる車両等の備品については、取得状況及び契約内容を指定管理者に確認させ、帰属先等について整理を進めています。</p>	<p>リースによる車両等の備品について、取得状況等を指定管理者に確認させ、帰属先について所有権は移転させないよう整理しました。 (措置済み)</p>

			内容の概要(特に、所有権の最終的な帰属の有無)について、指定管理者に報告を求めることが望ましい。		
--	--	--	--	--	--

(4)八尾市立福祉型児童発達支援センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
14	こども施設運営課	修繕費について	精算対象の修繕費の中に、リース車両の修繕費やリースする物品等の維持に要する費用が含まれていた。精算対象となる修繕費については、現行の協定書を前提とする限り、市の所有物の価値を維持する費用に限定されたい。	精算の対象となる修繕費は、管理物件についての修繕費であることを前提に、修繕対象の物品等の帰属先も含め、整理しております。	修繕費について、市の所有物である施設や備品の修繕に限るよう指定管理者に指導し、市に帰属されないリース物品等の修繕は費用に含まないよう整理しました。 (措置済み)
15	こども施設運営課	備品について	当該施設では備品の買い替え等は指定管理者において行われ、市所有の備品は存在せず、指定管理者の備品についての数量管理等もされていない。基本協定上は、指定管理者が取得した備品については、原資が指定管理料なら期間終了後に市に帰属し、そうでなければ指定管理者に帰属、ただし期間終了後の協議により市に帰属させることができるとされている。備品の更新については、原則指定管理料による備品購入の手続きを取るべきであり、指定管理者の自費による購入か否かは、報告を踏まえて検討されたい。	備品については、指定管理者の自費による購入であるか否かの報告を踏まえて整理を行い、帰属先を確定するよう進めております。	備品については、原則として指定管理料を原資とし購入するよう指導し、その場合は市に帰属することを確認するとともに整理により市の備品となるものについては、数量管理を行うため市の備品台帳に登録を行いました。 (措置済み)
16	こども施設運営課	土地上の設備について	施設の土地に付合する動産等については、取得後、遅くとも指定期間の満了時まで、所有権を市に帰属させる手続きをとり、市において、その数量等を管理する方が好ましい。また、その維持の責任は、一次的には指定管理者が負うとしても、最終的には所有者である市が負う以上、市の財産台帳等に、受け入れ等の事実を反映させるべきである。	施設の土地に付合する動産等について、帰属先を市とするよう確定させ、市の財産台帳等に反映するよう進めております。	土地に付合する物について、備品や設備としての整理を行い、それぞれ市の所有物として市の台帳等に事実を反映しました。 (措置済み)
17	こども施設運営課	管理用の物品のリースについて	リースによる車両等の備品の整備については、指定管理料による備品購入に準じた取り扱いをすべき場合がある。その判断根拠として、リースによる取得状況及び契約内容の概要(特に、所有権の最終的な帰属の有無)について、指定管理者に対し報告を求められたい。	リースによる車両等の備品については、取得状況及び契約内容を指定管理者に確認させ、帰属先等について整理しております。	リースによる車両等の備品について、取得状況等を指定管理者に確認させ、帰属先について所有権は移転させないよう整理しました。 (措置済み)

(5)八尾市自転車駐車場

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
18	都市交通課	自転車ラックの備品としての取扱い	備品について、施設に対する付着物の取扱いは今後も発生し得るものであり、所管の施設での取り扱いに一貫性を欠く対応を行うのは望ましくない。施設への付着物については、どのような場合には備品として管理し、どのような場合には施設と一体のものとして取扱い得るかについて、考え方の整理を行っておくべきである。	今年度中に、施設の付着物に対する考え方について整理を行ってまいります。	施設に固着され容易に取り外せないものを施設への付着物、施設に固着されず自由に移動することができるものを備品とする内容の基準を定め、備品として登録している自転車駐車場の自転車ラックについては、備品から削除しました。 (措置済み)

(10)八尾市立埋蔵文化財調査センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
19	観光・文化財課	収集保管の業務状況の報告・把握について	文化財の「整理及び保存」は、指定管理者が行う業務のコアな部分の1つであり、市は、指定管理者から各月の管理運営業務報告書及び各年の事業報告書の中で、「整理及び保存」に関する業務の遂行状況について、具体的な報告を求めるなどして、業務の進捗状況の把握をされたい。	「整理及び保存」に関する業務の遂行状況について、各月の管理運営業務報告書及び各年の事業報告書の中で具体的な報告を求めることとしました。	「整理及び保存」に関する業務の遂行状況について、各月の管理運営業務報告書及び各年の事業報告書の中で具体的な報告を指定管理者から受けました。 (措置済み)
20	観光・文化財課	成果の発信がなされていないことについて	指定管理者が作成するホームページについて、しばらくの間、新しい成果物の掲載がなかった。管理運営業務の一つとして、指定管理者は、インターネットを用いた情報発信として、適切な時期に各成果物の掲載を行う必要があり、市から指定管理者に対し、是正を求められたい。	指定管理者が作成するホームページの掲載について、積極的な情報発信を行うため、適時更新するよう指定管理者に指導しました。	指定管理者が作成するホームページの掲載について、積極的な情報発信を行うため、適時更新するよう指定管理者に指導し、令和4年度最新分までの情報誌等の掲載を確認しました。 (措置済み)
21	観光・文化財課	指定管理者が収支報告で計上する「人件費」のあり方について	事務担当職員は、職務上の責任からも、業務従事時間からも、埋蔵文化財調査センターの業務に全てを注ぐとは言い難い。したがって、当該職員の全ての人件費を、埋蔵文化財調査センターの支出として計上することは妥当ではない。収支報告における人件費計上のあり方について、見直しをされたい。	収支報告における人件費計上のあり方について、見直しを行うよう指定管理者に指導しました。	収支報告における人件費計上のあり方について見直しを行うよう指定管理者に指導し、指定管理業務に係る部分のみを計上した収支報告を受けました。 (措置済み)

(11)八尾市立しおんじやま古墳学習館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
22	観光・文化財課	指定管理者が独自に作成した「キャラクター」の取扱いについて	公共施設のキャラクターの場合には、双方の協議により、使用の目的や範囲等について当初から合意しておくことが望ましい。指定管理者がオリジナルキャラクターを作成した場合、市と指定管理者の間でどのように権利義務関係の調整しておくかは、市全体として整理されておくべきである。なお、当該キャラクターの場合、既に生まれてから一定の期間が経過しており、両者間の協議になることから、一定の制約があることはやむを得ないと思われる。	次回の指定管理者の選定に向け、指定管理者がオリジナルキャラクターを作成した場合の使用期間等の取り扱いについて、仕様書に明記するよう検討します。	次回の指定管理者の選定に係る業務仕様書に、指定管理者がオリジナルキャラクターを作成した場合の使用期間等の取り扱いについて、指定期間内の使用に限ることを明記し、7月1日に公募を開始いたしました (措置済み)

(15)八尾市まちなみセンター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
23	都市政策課	基本協定書と仕様書との内容の齟齬について	当施設の協定書には、仕様書の記載との間に齟齬が生じている。その場合、協定書の記載が優先するとの定めとなっていることからすれば、契約上、仕様書において実現しようとした内容が、合意事項に含まれないと解される余地がある。協定書の規定内容が、意図した内容となっているか十分に確認した上で、協定書を締結すべきである。また、協定書において、実質的に市が費用負担して取得した物品について、的確に市に所有権が移転させられるよう明確な定めをなすべきである。	令和4年度からの協定書締結に向け、規定内容が意図した内容となっているか十分に確認をし、また、物品の所有権移転について明確となるよう準備を進めております。	令和4年度からの協定書において、仕様書との齟齬を解消し、指定管理料で購入した物品は、市に所有権を移転する取り扱いについて明確化しました。 (措置済み)

24	都市政策課	施設の設置目的の明確化とこれに即した指標の設定について	まちなみセンターの設置目的は、①歴史的遺産の継承、②地域活動の拠点とされているが、成果を図る指標となる数値目標などは設定されていない。指定管理業務の主たる目的が、施設の管理運営にとどまらず、歴史的遺産の承継・発信にあることを改めて明確化するとともに、目的に即した成果を測定し得る指標を設定し、業務の改善を目指すべきである。	令和4年度からの協定書に、歴史的遺産の承継・発信という設置目的について改めて明確化するとともに、利用者アンケートの項目についても見直し、モニタリングで目的に即した成果を定量的に評価できるようにいたします。	令和4年度からの仕様書に、「情報発信」を新たに明記するとともに、利用者アンケートの項目についても歴史的遺産に関する見直しを行い、モニタリングで目的に即した成果を定量的に評価できるようにしました。 (措置済み)
----	-------	-----------------------------	---	--	--

(16)八尾市立龍華図書館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
25	生涯学習課	不適切な提案書の記載について	指定管理の候補者選定過程で提出される提案書において、図書館の寄贈に関する記載があるが、現在は図書館の寄贈は申出によりなされていない。記載内容は、過去における任意の寄贈実績を説明したに過ぎないと解することもでき、協定違反とすることは難しいが、選定過程で提出される提案書において、趣旨が不明確な記載を許容すべきではない。提案内容の評価を誤らせることにつながるため、今後、指定管理者の選定手続きにおいては、提案書は内容が一義的に読み取れる記載とするよう求めるとともに、意味内容が不明確な記載については、その趣旨を明確にさせるよう努めるべきである。	次回の指定管理者選定手続きにおいては、提案書は一義的に読み取れる記載となるよう、募集要項等に記載いたします。その上で提案書の意味内容が不明確な記載については、その趣旨を明確にさせるよう質疑を通じて提案者に確認し、認識に齟齬が生じないように努めてまいります。	令和4年度に実施した次期指定管理者選定手続きから、選定要項において、提案書は一義的に読み取れる記載とすることを明記いたしました。その上で、提案書の意味内容が不明確な記載については、その趣旨を明確にさせるよう質疑を通じて提案者に確認するよう事務を改めました。 (措置済み)

(17)八尾市営住宅

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
26	住宅管理課	「一般・緊急修繕」の工事実績の検証の不十分さについて	市営住宅の修繕について、仕様書では3区分を設けており、市と指定管理者の分担関係を定めている。内、「一般・緊急修繕」の報告内容は余りにも簡略であり、必要な情報の報告を求められたい。また、指定管理者と協議した事項は、記録して保管の上、修繕の適正性について確認・指導を行われたい。	報告内容について、修繕の現場写真や内訳など、状況に応じ必要な情報の報告を求め、確認・協議を行うことといたしました。また、協議内容については記録として保管し、内容を精査のうえ、修繕内容の適正性について、確認・指導を行うようにいたします。	報告内容について、これまでの定例報告に加え、修繕の金額が高いものや疑義が生じたものについては、見積の内容や現場の写真などの提出を求め、また、指定管理者との協議内容についても打ち合わせ記録簿として残すこととし、事後に修繕に係る適正性について協議等を行えるように改めました。 (措置済み)

【令和3年度】委託契約に関する事務の執行について

(共通事項)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
27	契約検査課	入札を経ているが、同一の相手方との契約が継続しているものの見直しについて	入札参加者が低調で、長期間同一事業者との契約が続くなどの問題案件については、入札に参加しなかった事業者等に聞き取り調査(アンケート調査)等を行う取り組みを行われたい。		競争性を担保した事業者選定となるよう、入札参加者数が1者又は参加者なしとなった場合には入札不参加事業者に対してヒアリングするよう統一的な基準を定めた通知を発し、全庁的な見直しに取り組みました。 (措置済み)

28	契約検査課	指名競争入札における指名について	指名競争入札における指名業者の選定方法及び業者数について、指名基準の策定等を検討されたい。また、指名競争入札を行うことがコスト等の観点で特に有利といえるような場合以外は、一般競争入札等への方式変更も検討されたい。		指名競争入札を行う際は、地方自治法施行令や本市財務規則に定める基準を満たしている必要があることを明確にし、入札実施の起案に明記させるとともに、条件を満たさない場合は一般競争入札等へ方式変更を行うこととしました。 (措置済み)
29	契約検査課	特定の相手方との継続的な随意契約の可否の定期的な見直しについて	長期間、随意契約による契約締結が継続されているものについて、①他の事業者による実施ができないのか、②委託業務の枠組みの変更による競争性の導入の余地がないか等について、適宜、検討されたい。		事業者が限定されるような仕様書の見直しや業務範囲の見直しによる分割発注を行うなど、一般的業務発注が基本であることを明確にし、特定の相手方と継続的な随意契約が行われているものの取り扱いについて考え方を整理した通知を発し、全庁的な見直しに取り組みました。 (措置済み)
30	契約検査課	プロポーザルの活性化について	公募型プロポーザル方式の利用にあたっては、より多くの事業者から、より多くの提案を受けるような手続とすることに、特に意識されたい。具体的には、①公募にあたっては周知期間を十分に確保すべきこと、②広く参加者を募るため周知方法も工夫すべきこと、③予定する契約年数が複数年度になりうる場合(予定であったとしても)可能な限りそれを明記することが望ましいこと等について、全体的な改善を期待する。		翌年度予算要求の段階において発注課に対するヒアリングを実施し、より多くの事業者からより多くの提案を受けるための視点も含めた実施条件等の精査に取り組むこととし、令和4年度予算要求時より実施しました。 (措置済み)
31	契約検査課	プロポーザルと入札の選択について	プロポーザル手続を実施する必要性が低減してきていると思われる業務では、価格のみの競争による一般競争入札や、品質等を加味した総合評価落札方式の入札によるべきであると解されるため、検討されたい。		翌年度予算要求の段階において発注課に対するヒアリングを実施し、プロポーザル手続を実施する必要性について、他の方式による実施検討も含めた精査に取り組むこととし、令和4年度予算要求時より実施しました。 (措置済み)
32	契約検査課	予定価格の積算に関する文書の作成・保存	随意契約により契約を締結する場合も、財務規則に基づき、予定価格を決める必要があり、単に見積書に記載された単価や必要時間を受け入れるのではなく、取得した見積書に記載された価格と、その前に定めていた予定価格を対照して適否を検討するなど、より適切な金額にて契約締結を行うこととすべきである。		随意契約を行う場合でも、改めて複数事業者から見積書を徴取するなどして、予定価格を設定する必要があることを明確にしました。 (措置済み)
33	総務課	契約に関する文書の保存期間	市の工事又は物品等に関する契約文書の保存規程は「重要なもの」は10年保存、「重要でないもの」は5年保存とされているが、工事契約や物品等以外の契約類型については、明文の規定がない。委託契約に関する文書を適切に保存するためにも、規程の改正や解釈の見直しなどをすべきである。		「八尾市役所文書保存種別の標準規程」の規定等の見直しについて、他市の状況等も踏まえつつ検討しましたが、規定されていない事項については類推判断することとしており、また契約類型ごとに明文規定することは困難であることから、委託契約に関する文書については規定しないこととしますが、適正な文書保存を行うため、標準規程の解釈について庁内研修において周知しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

34	総務課	「文書の完結の日」年度の理解	八尾市文書取扱規程第34条第2項本文では「文書は、完結の日の属する会計年度又は暦年によって保管しなければならない。」と定められているところ、複数年にまたがる契約や長期継続契約については、その最終年度を「完結」の日として理解するのが正しい理解であるため、それに基づき、正しく文書保存をすべきである。		適正な文書保存を行うため、令和4年4月に改定した文書取扱規程の手引きにおいて、契約文書の完結日は履行完了日を起算点とすることを明記しました。 (措置済み)
----	-----	----------------	--	--	--

(各論事項)

(1) 番組制作及び放送業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
35	広報・公民連携課	各番組の聴取状況の把握の必要性	FM放送番組の「どの時間帯の、どの番組が聴取されているか、また、市民に認知されているか」について、定量的な指標となるものを測定し、番組の見直しに繋げるべきである。また、市政についての情報発信手段として、今後のあり方自体を継続的に検討することが必要と思われる。		番組制作のほか今後の委託内容の検討材料とするために、市によるアンケート調査を実施し、FM放送の聴取状況や認知状況を把握しました。 (措置済み)
36	広報・公民連携課	出演者の個別の外注単価について	市としても、コミュニティ放送の委託契約の大きな構成要素である「出演料」の内実を把握し、その要素を調整することによって委託費を上下することができるのかの情報を保有できるようにし、交渉による一定の経費削減効果や費用対効果の検証を行うべきである。		見積書に内訳として、出演料を記載したものを徴取することとし、委託契約時の協議材料としました。 (措置済み)
37	広報・公民連携課	外郭団体としてのあり方について	市は、毎年、高額な委託費を支出しておりその歳出額が大きいこと、費用対効果が必ずしも明らかではなくむしろ乏しいというべき状況にあることに鑑み、「やおコミュニティ放送株式会社」の今後のあり方に関する議論を進めるべきである。		市がやおコミュニティ放送株式会社に求める役割や財政的関与のあり方等について「新やお改革プラン実行計画」に位置付けて議論を進めるなか、令和4年度の委託料を見直したところ。引き続き、今後のあり方について、決定した方針に基づき対応してまいります。 (措置済み)

(3) 記念品調達・送付等関係業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
38	財政課 債権管理室	業務結果の報告方法について	「ふるさと納税」の新規商品の開発・発掘等に関する業務は、委託業務の重要な部分であることから、市としては、定期的な頻度で報告書の提出を求め、業務内容を把握すべきである。		新規商品の開発・発掘等の実施に係る報告を行うよう仕様を改めました。 (措置済み)
39	財政課 債権管理室	PR業務についての業務水準の確定	「ふるさと納税」をどのようにPRしていくかについて、例えば、年度当初にPRに関する計画を受託者に提出させ、また年度終了時に報告させる等して、PR業務の内容の充実と、水準の確保を行うべきである。		年度当初に PR 業務の予定を確認するとともに、年度終了時に実施内容の報告を行うよう仕様を改めました。 (措置済み)
40	財政課 債権管理室	民法上の法律関係の整理	「ふるさと納税」の記念品の欠陥等があった場合の法律関係について、市の責任の有無の明確化の見地		記念品の欠陥等があった場合には記念品提供事業者が責任を負うことを契約書に明記するよう受託者に求め、受託者において対応されました。

			からその整理を行い、契約書又は仕様書に明記することが望ましい。		(措置済み)
41	財政課 債権管理室	今後の手数料のあり方について	「ふるさと納税」の件数が大幅に増加している中、単価契約としての1件あたり同一単価を維持するのではなく、適宜のタイミングで見直しを行うことも考えられたい。		手数料単価について見直しを行い、件数の増加に伴って業務量も増加していることや、他事業者と比較して手数料が安価であることから、単価については現状のままとしつつ、今後も定期的に見直しを行うこととしました。 (措置済み)

(8)八尾市人権啓発事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
42	人権政策課	契約書の違約金条項の不備について	契約書の違約金条項について、八尾市の都合により契約を解除する場合に、業務委託料の10分の1の金額を受託者に支払わせるとの約定が存在したが、このような条項は不合理なため訂正すべきである。		契約書の違約金条項について、契約解除においては、受託者の都合によるもののみ業務委託料の10分の1の金額を受託者に支払わせる内容とし、令和4年度の契約を締結しました。 (措置済み)

(9)市民課及び庁内案内の窓口業務委託

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
43	市民課 コミュニティ政策推進課	納入成果物に関する著作権処理について	委託業務の過程で作成される著作物は、市の業務のために作成されるものであり、市に著作権を帰属させるのが原則であるべきである。その観点から契約書の条項を見直すべきである。		著作物に関する著作権の帰属について、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むこととしました。 (措置済み)
44	市民課 コミュニティ政策推進課	赤ちゃん応援給付金事業に関する変更契約	新型コロナウイルス感染症問題に際して行われた赤ちゃん応援給付金事業コールセンター業務委託は、その性質的には窓口業務委託の変更契約ではなく、単独契約として委託をすべきであった。また、問い合わせ件数を見れば、著しく費用対効果の低い業務となってしまうことから、今回の結果を真摯に検証して、今後の事務事業に反映するべきである。		令和3年度以降、当該事業に係るコールセンター業務については、件数等を鑑み、委託によらず実施しました。 (措置済み)

(10)八尾市福祉生活相談支援事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
45	地域共生推進課	従事者報告書の記載に関する形式的な過誤	受託者が提出する報告書(取扱責任者と業務従事者を定めて市に報告するもの)に、法人印が欠けていることや、記載された契約書の条文の誤りという形式面での不十分性が存在した。受託者に必要な文書への押印や記載を改めさせるべきである。		令和4年度契約から原本証明として押印された従事者報告書を受領しています。 また、根拠条文について改められたことを確認しました。 (措置済み)
46	地域共生推進課	契約保証金を免除する場合の決裁文書の記載方法について	契約保証金の免除については、起案決裁文書に、契約保証金の免除を伺う旨の文言が脱漏していた。今後は、起案決裁の内容に明示的に記載する方法により、免除することの意思決定を明確にすべきである。		契約保証金の免除については、令和4年度起案決裁文書に記載し、意思決定を明確にしました。 (措置済み)

(11)八尾市介護保険の窓口業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
47	高齢介護課	委託費の積算・ 検証の不十分 性	委託費が適切かどうかという点について、実労働時間・必要人員等を把握しての検証や、経費費目の合理性の検証を十分には行えていなかった(2者からの見積書の提出が行われていたが、それらについての検証が十分と言えなかった)。今後、市としてより詳細に委託費の適切性を検証すべきである。		現行の受託事業者の体制や複数の事業者からの見積書を参考に、必要労働時間・人数を把握したうえで、経費について検証を行い、プロポーザル方式による選定を実施しました。 今後も契約更新時期に委託料の適切性についての検証を行います。 (措置済み)
48	高齢介護課	契約書の「検 収」の文言につ いて	契約書に「検収」という文言を用いた規定が存在しているが、窓口委託業務であり、成果物の納入等を観念しがたい準委任に近い性質を有する契約であるため、「検収」に関する規定について適切な形に修正すべきと思われる。		本業務において検収に関する規定は不要であるため、新たな契約では当該規定を削除し、締結しました。 (措置済み)
49	高齢介護課	契約書のリスク 分担表の記載 (特に「従事者 の軽過失」の場 合の免責)	契約書のリスク分担表のうち、受託事業者の従事者の「軽過失」の場合の第三者賠償の負担について、これを市の負担とするような記載となっていた。民法の原則からすれば、受託事業者が負担すべき性質のものとも思われるため、リスク分担表の記載を再度検討して、受託事業者負担とするように定めておくべきである。		新たに締結した契約では、受託事業者の従事者の「軽過失」の場合の第三者賠償の負担について、受託事業者負担としました。 (措置済み)
50	高齢介護課	契約書記載の 「著作権」、特に 「翻案権」の処 理	業務マニュアルの引継ぎ等の際を想定すると、著作権の譲渡を受ける著作物の翻案等を市が疑義なく行えるように、現行の契約書の第13条の文言を「著作権の帰属(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む)」というように修正すべきである。		新たに締結した契約書では、著作物に関する著作権の帰属について、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むこととしました。 (措置済み)

(13)国民健康保険料納付案内コールセンター業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
51	健康保険課	指名競争入札 の際の指名	入札参加者を指名するに際し、同規模自治体等での実績があるかどうか等を基準として絞り込みが行われていた。しかし、本事業の実際の内容・性質に照らせば、その点を大きな考慮要素とするのは不合理な限定であると思われた。指名事業者以外にも、同種事業を実施し得る候補事業者が相当数考えられるため、指名する事業者の数を増やす等、広く競争機会を確保すべきである。		令和4年5月に条件付き一般競争入札にて実施し、広く競争機会を確保しました。 (措置済み)
52	健康保険課	契約書のリス ク分担表の記 載(特に「従事 者の軽過失」 の場合の免	契約書のリスク分担表のうち、受託事業者の従事者の「軽過失」の場合の第三者賠償の負担について、これを市の負担とするような記載となっていた。民法の原則からすれば、受託事業者が負担すべき性質のものとも		新たに締結した契約では、受託事業者の従事者の「軽過失」の場合の第三者賠償の負担について、受託事業者負担としました。 (措置済み)

		責)	思われるため、リスク分担表の記載を再度検討して、受託事業者負担とするように定めておくべきである。		
53	健康保険課	契約書記載の「著作権」、特に「翻案権」の処理について	業務マニュアルの引継ぎ等の際を想定すると、著作権の譲渡を受ける著作物の翻案等を市が疑義なく行えるように、現行の契約書の第13条の文言を「著作権の帰属(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む)」というように修正すべきである。		新たに締結した契約書では、著作物に関する著作権の帰属について、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むこととしました。 (措置済み)

(14) 八尾市国民健康保険・高齢者医療及び障がい者医療窓口業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20までの取組等の内容と改善の方針
54	健康保険課 障がい福祉課	2人以上からの見積書の取得	プロポーザル選考が行われた随意契約について、見積書の取得は1者のみから留まっていた。事後は、適切に見積書は2人以上から取り付けられるようにされたい。		複数事業者から見積書を徴取し、予定価格を設定したうえでプロポーザル選定を実施し、複数応募者から事業者選定を行いました。 (措置済み)
55	健康保険課 障がい福祉課	情報誓約書の押印の漏れ	受託者は、個人情報の保護に関し、全ての従事者の誓約書を市に提出することとなっているが、一部の従事者の誓約書について、押印の漏れが存在した。事後、チェックを行い、形式面・外形面での不備がなくなるように努められたい。		現従事者すべての押印済みの誓約書の提出を受けており、今後も事業者から提出される書類については、漏れの無いよう注意します。 (措置済み)
56	健康保険課 障がい福祉課	個人情報保護等に関する事項の履行確認について	仕様書には、個人情報保護等に関する事項があるが、受託事業者が仕様書に沿った履行を行っているかについて、市側で特に確認を行うといったことはされていなかった。事後、履行の確認を適切に行うべきである。		市と受託者において毎月実施する定例報告会において報告事項として設け、確認することとしました。 (措置済み)

(15) 定期予防接種業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20までの取組等の内容と改善の方針
57	健康推進課	実施機関に対する義務の周知について	個別の病院・診療所は、委託契約の直接の当事者ではなく、契約上の「実施機関」という立場に立つところ、市は、その実施機関に対し、各種の義務を負っていることを文書の発出等により明確な形で伝えるように改善されたい。		令和4年度当初に、各種義務を負っていることを盛り込んだ文書を、毎年度当初に送付している文書等と一緒に送付しました。 (措置済み)

(16) 妊婦健康診査業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20までの取組等の内容と改善の方針
58	健康推進課	数年前の健診分の委託料の請求について	個別の病院・診療所(実施機関)で実施された健診が「月ごと」に整理がなされ、受託者を経て、市に届く方式で委託料が支払われているが、請求が大幅に遅延しているものがあつた。遅延する背景事情を確認し、受託者と協議の上、問題解決の方法がないか、改善を検討すべきである。また、遅延の理由等を書面にて提出するよう受託者に求めるべきである。		令和4年度当初より、受託者及び関係機関と協議し、請求遅延があつた実施機関への指導及び理由書の提出を求めることとしました。 (措置済み)

(21) 地域就労支援コーディネーター業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20までの取組等の内容と改善の方針
----	-----	----	-----------	------------------------	------------------------

59	労働支援課	受託者から市に報告書類を「提出」させるべきこと	委託契約書及び仕様書上によれば、受託者は、市に、就労相談記録の報告等を行う必要があるところ、これについて、市の担当者が、各就労支援センターにおいて記録を閲覧する方法のみで確認しており、市に書面ないしデータが提出されていなかった。市に相談記録を提出させ、随時確認できるようにすべきである。		令和3年度実績分より、全ての就労支援センターから書面にて相談記録を提出させております。 (措置済み)
----	-------	-------------------------	---	--	---

(22) 8種分別・指定袋制に係るごみ袋の製作及び配送業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
60	循環型社会推進課	製作される「ごみ袋」の検査結果報告について	製作する「ごみ袋」について、袋の強度や有害物質の有無についての試験結果の提出が、市民へのごみ袋の配送、及び1回目の委託料の支払後になされていた。今後は、市民へのごみ袋の配送及び委託先への委託料の支払いに先立って試験結果を確認することを徹底すべきである。		令和3年度、令和4年度においては、市民への指定袋の配送及び委託先への委託料の支払いに先立って、袋の強度や有害物質の有無について検査を実施させ、適正であることを確認しました。 (措置済み)
61	循環型社会推進課	再委託の金額等の把握について	ごみ袋の作製・保管・配送について一括で委託され、これらの業務について再委託がなされているが、その金額・数量等を把握しているわけではない。再委託の承認時に、各業務のコストの把握に努められたい。また、次期以後の契約締結にあたっては、契約の見直し等の措置を取り、一括で委託契約を行う枠組み自体の相当性について、検討することが望ましい。		承認時に、詳細な再委託における業務内容の確認を行いました。 また、委託契約を行う枠組みについては、コストの検証を行い、一括で行うことが効率的・経済的であると判断しました。 (措置済み)

(24) 公園・緑地等環境保全清掃業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
62	土木管理事務所	業務の履行確認について	受託者であるシルバー人材センターが毎月提出する「作業月報」には、各会員がシルバー人材センターに提出した「作業報告書」が参考資料として市に提出されている。しかし、記載内容が不十分であり、業務の実施状況が公園ごとに客観的に確認できるようなものにするべきである。その際は、現在は撮影のみが求められ提出が求められていない写真の提出を求めるとも検討すべきである。		令和4年度の業務より、従来の提出物に加え、公園毎の作業時間を記載した「月別作業管理表」の提出をシルバー人材センターに求め、公園毎の作業時間を確認しております。 また、業務仕様書を改定し、剪定・除草作業がわかる写真の提出を求め実施状況を確認しております。 (措置済み)

(26) 八尾市水道料金システム保守業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
63	お客さまサービス課	次期契約の発注方法について	令和4年5月から始まる次期契約について、契約期間を単年度とするか複数年度とするか、定額契約か単価契約(対応内容ごとの単価を定めておき、実際の発注量に応じて支払額が決まる方式)のいずれにするかについて、検討されたい。また、過去5年間の実績を振り返り、今後の保守量の増減を勘案し、慎重に予定価格を積算されたい。		保守の実績を新たな契約に毎年度反映させるため、契約期間は単年度契約とし、発注方法については定額契約が合理的であると判断した上で、令和4年5月以降の契約を締結しました。 また、予定価格についても過去5年間の実績と今後の保守量の増減を勘案した上で積算を行い、設定しました。 (措置済み)

(29)八尾市英語指導者派遣事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
64	学校教育推進課	保存期間を経過したプロポーザル関係資料の保存について	平成 24 年度のプロポーザル手続に関する資料は、今後も、仕様書を見直す際に参考となるため、保存期間を経過していたとしても、保存することが望ましかった。単純に保存年限で定期的に廃棄するのではなく、次期以降、仕様書を見直す際、参考となる書類は、必要性の有無を検討し廃棄すべきか否かを決定すべきである。		令和4年度契約の事業者選定にあたり、今後の参考とするよう、仕様書等を次回選定まで保存するように改めました。 また、選定に係る書類について廃棄すべきか否かの基準を明確化しました。 (措置済み)

(31)八尾市中学校給食調理業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
65	学務給食課	公募型プロポーザルの実施手続における委託先確保の取り組み	平成 30 年度に実施された公募型プロポーザルの実施手続は、参加者を募集するにあたっての期間が短く、結果として、応募者は1者のみであった。次回以降もプロポーザルにより契約相手方を選定するのであれば、応募者の側に立って、応募しやすいスケジュールとなるよう検討すべきである。		より多くの応募者が集まるよう、令和4年4月に公募期間を1ヶ月間設けた公募型プロポーザルを実施し、複数の事業者から提案を受けました。 (措置済み)

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成 19 年度】 人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表 八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き上げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き上げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>

【平成 26 年度】生活保護事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	<p>大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。</p> <p>市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。</p>	<p>令和3年4月に生活支援課の生活困窮者支援に係る業務を地域共生推進課へ移譲し、生活福祉課と生活支援課を統合再編しました。また、ケースワーカーを1名増員するとともに、社会福祉士の資格を持つ福祉職を複数配置し、体制の強化を図っています。職員数の不足については、採用計</p>	<p>令和3年4月に生活支援課の生活困窮者支援に係る業務を地域共生推進課へ移譲し、生活福祉課と生活支援課を統合再編しました。また、計画的にケースワーカーの増員を進めているほか、社会福祉士の資格を持つ福祉職を複数配置し、体制の強化を図っています。職員数の不足につい</p>

				画に基づき、適正にケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を行い、人員体制の整備を図ってまいります。	では、採用計画に基づき、適正にケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を行い、人員体制の整備を図ってまいります。
--	--	--	--	--	--

【平成 27 年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	生涯学習課	公設図書館の運営方法の検討について	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。 市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高いとなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、一定の効果が見込まれることから、導入の方向性を決定し、現在、さらに詳細な検討を進めているところです。	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、一定の効果が見込まれることから、導入の方向性を決定し、引き続き検討を進めているところです。

【平成 28 年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	文化振興事業団 (文化・スポーツ振興課)	法人全体の中期計画等の策定について	文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとらわれず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。 また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各 1 名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。 (措置済み) 法人の方向性や新規の事業展開等を見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、検討してまいります。	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各 1 名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。 (措置済み) 法人の方向性や新規の事業展開等を見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、検討してまいります。

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	シルバー人材センター 高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	<p>シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成 27 年度より5年間にわたり年間 16,000 千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。</p> <p>整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成 27 年度から令和2年度の6年間で 66,536 千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成 27 年度から令和3年度の7年間で 73,268 千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	観光協会 (観光・文化財課)	中期計画の策定について	<p>観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。</p> <p>観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。</p> <p>また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。</p>	<p>現在、市の観光振興に関する基本的な考え方と連携した会員数や観光案内所への訪問者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。</p> <p>今後、第6次総合計画及び観光振興に関する基本的な考え方との整合性を図るとともに、自主財源の安定的な確保策等を含めた中期計画の策定に取り組んでまいります。</p>	<p>現在、市の観光振興に関する基本的な考え方と連携した会員数や観光案内所への訪問者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。</p> <p>今後、第6次総合計画及び観光振興に関する基本的な考え方との整合性を図るとともに、自主財源の安定的な確保策等を含めた中期計画の策定に取り組んでまいります。</p>

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	八尾シティネット (都市交通課)	中期計画の策定について	<p>施設の老朽化が進行しており、今後の更新費用の増加が見込まれ、それに対応した収入の獲得も必要となるが、設立当初より料金改定は実施しておらず、また、職員の高齢化も進行していることから、今後自転車駐車場管理・運営業務を継続させていくためにも、中期計画の策定を検討すべきである。</p> <p>計画の策定に当たっては、団体が課題として認識している人材育成、施設の老朽化、料金改定、自転車駐車場のICT化への対応方針について検討されたい。また、今後の市における交通計画も踏まえた効果的かつ効率的な中期計画を策定できるよう、所管課と協力することが望まれる。</p>	<p>施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として、平成 29 年度に実施した自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い自転車駐車場の修繕(老朽化対策)工事を実施しております。</p> <p>今後も都市交通課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。</p>	<p>施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として、平成 29 年度に自転車駐車場現況調査を実施し、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い自転車駐車場の修繕(老朽化対策)工事を実施しております。</p> <p>今後も都市交通課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。</p>

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	観光・文化財課	外郭団体のあり方の再検討について	<p>外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。</p> <p>しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視野に立った判断を行うべきである。</p> <p>したがって、市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。</p>	<p>現在策定中の「八尾市文化財保存活用地域計画」において本市の歴史資産の保存と活用を図るための基本方針を検討するとともに、新やお改革プラン実行計画に基づき文化財調査研究会のあり方を見直し、埋蔵文化財発掘調査業務の今後の推移や、財団法人の職員体制等を踏まえ、業務の直営化や、財団法人と協議すべき内容、スケジュール等の整理・検討を進めてきたところです。現在、財団法人との解散に向けて協議を進めています。</p>	<p>「八尾市文化財保存活用地域計画」において本市の歴史資産の保存と活用を図るための基本方針を示すとともに、新やお改革プラン実行計画に基づき文化財調査研究会のあり方を見直し、埋蔵文化財発掘調査業務の今後の推移や、財団法人の職員体制等を踏まえ、業務の直営化や、財団法人と協議すべき内容、スケジュール等の検討を進めてきたところです。現在、財団法人との解散に向けて協議を進めています。</p>
6	文化財調査研究会 (観光・文化財課)	文化財調査研究会における中期計画の策定について	<p>平成 27 年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が 40 歳代前半であり、主に 40 歳代、50 歳代の職員で構成されている。「常勤職員の新規採用が 20 年間ない」とのことであり、事業継続における大きな課題となっている。</p> <p>文化財調査研究会は独自に中期計画を策定することは難しいとしているが、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。</p>	<p>市において、当法人の解散に向けた協議を進めるとの方針決定が示されたところであり、現在、市と協議を進めています。</p>	<p>市において、当法人の解散に向けた協議を進めるとの方針決定が示されたところであり、現在、市と協議を進めています。</p>

【平成 29 年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	資産税課	公衆浴場に係る固定資産税の減免について	<p>市は平成 10 年に減免規定を改定したが、以降、現在まで見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続としつつ、一定期間経過ごとに減免の要否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。</p> <p>こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はあ</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>

			ると考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。	
--	--	--	-----------------------------------	--

【平成 30 年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	コミュニティ政策推進課	八尾市校区まちづくり交付金について	<p>現状、校区まちづくり協議会の活動に対する支援としての校区まちづくり交付金と、まちづくり協議会を構成する団体の、独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、手続きもそれぞれで発生している状況があり、地域に対する補助金の交付ルートが複数存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。</p> <p>校区まちづくり交付金に移行可能な補助金等を統合することや、構成団体の地域活動に対する補助金については、既に一定の整理はされているものの、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業と、各構成団体で実施する性質の事業をより明確に区分する基準・考え方等を全庁的な取り組みとして各課で整理し、より客観的な効果検証と事務の効率化につなげることが必要である。</p>	<p>当初予定していた各地域における「第3期わがまち推進計画」の策定をコロナ禍により延期し、第5次総合計画の推進期間における校区まちづくり交付金の効果検証等を行ってまいります。また、本交付金の方向性について、平成 30 年度、令和元年度に各々実施した校区まちづくり協議会あり方検討や本協議会の支援に関するあり方検討の結果、及び、今年度実施される「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」における議論を踏まえるとともに、各構成団体の事業の性質も考慮した上で、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう、引き続き検討を行ってまいります。</p>	<p>当初予定していた各地域における「第3期わがまち推進計画」の策定をコロナ禍により延期し、第5次総合計画の推進期間における校区まちづくり交付金の効果検証等を行ってまいります。また、本交付金の方向性について、平成 30 年度、令和元年度に各々実施した校区まちづくり協議会あり方検討や本協議会の支援に関するあり方検討の結果、及び、今年度実施されている「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」における議論を踏まえるとともに、各構成団体の事業の性質も考慮した上で、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう、引き続き検討を行ってまいります。</p> <p>また、地域団体を所管する担当課と交付金や団体の支援のあり方等についての協議を行っており、今後も全庁的な協議を進めてまいります。</p>
2	危機管理課	八尾市防犯灯整備補助金について	<p>現状、校区まちづくり協議会交付金と、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、地域に対する補助金に複数ルートが存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。</p> <p>本補助金については、八尾防犯協議会は各町会に対する補助金の配分の取りまとめを担っているものであり、必ずしも八尾防犯協議会として実施する性質のものというわけではない。そのため、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。</p>		
3	危機管理課	八尾市防犯灯電気料金等補助金について	<p>八尾市防犯灯電気料金等補助金は、八尾市防犯灯整備補助金と同様に、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。</p>		

4	高齢介護課	八尾市高年齢労働能力活用事業補助金について	本補助金の補助対象経費に事業費以外の管理費（例えば役員報酬）も含まれており、実態にあった名称になっていない。要綱の名称は実態を示す名称にすべきである。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。
---	-------	-----------------------	---	---	---

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	介護保険事業計画推進事業に関わる委託業務につき随意契約を選択するとの判断について	「八尾市介護保険事業運営支援業務」については、その随意契約の理由が「業務内容の項目の1つとして給付分析を行うことから、本市が導入している介護保険給付分析システムを活用する必要があり、上記事業者はそのシステム開発及び運用の委託事業者で、他の事業者では同システムによるデータの取り扱いができないため」とされていた。しかし、同システムは、市がシステム利用権限を有している。随意契約の理由に記載されている「他の事業者では同システムによるデータの取り扱いができない」という事実は存在しない。 真に、その業務が特定の者でないとできないのかどうかを客観的に検討したうえ、入札の採用を検討すべきである。	「八尾市介護保険事業運営支援業務」につきましては、委託しようとする業務ごとにプロポーザル方式での事業者選定または入札を実施するよう整理しているところ です。	「八尾市介護保険事業運営支援業務」につきましては、委託しようとする業務ごとにプロポーザル方式での事業者選定または入札を実施するよう整理しているところ です。
2	高齢介護課	プロポーザル方式により選定された事業者との間で、複数年続けて随意契約をする場合のより公平公正なプロセスについて	「平成 29 年度第 7 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等支援業務」及び「平成 30 年度八尾市介護保険事業運営支援業務」は、平成 28 年度の業務と同一の委託事業者への契約が続いていた。しかし、平成 28 年度業務のプロポーザル手続における公募要領には、翌年度以降の業務の委託事業者となる可能性は示されておらず、そのことは応募者らには当然には知り得ない情報であった。プロポーザル方式で選定された事業者が、翌年度以降の業務の受注において有利に考慮される可能性があるのであれば、そのことを仕様書等に記載しておかなければ、他の事業者との関係で公正を欠くと思われるし、意欲的な事業者の参入機会を減殺する。 プロポーザル方式で選定された事業者との間で、複数年にわたって随意契約をする場合、より公正・公平かつ適法な手順を確立するべきである。	次回の事業者選定の際は、プロポーザル方式での事業者選定あるいは入札を実施するよう整理しているところ です。 また、それ以降、複数年続けて随意契約をするのではなく、業務ごとにプロポーザル方式での事業者選定または入札を実施するよう整理しているところ です。	次回の事業者選定の際は、プロポーザル方式での事業者選定あるいは入札を実施するよう整理しているところ です。 また、それ以降、複数年続けて随意契約をするのではなく、業務ごとにプロポーザル方式での事業者選定または入札を実施するよう整理しているところ です。
3	高齢介護課	厚生労働省による「要介護認定適正化事業」の成果活用に	厚生労働省では平成 30 年度より「要介護認定適正化事業」として介護保険総合データベースに格納されたデータを分析し、全国のデータ・都道府県のデータ	介護認定審査会運営委員会に対しまして、当該データを提供し、本市の状況を確認及び議論いただくことで、介護判定の適正化を行っています。また、調査員研修でもデータを活用し、調査時にお	介護認定審査会運営委員会に対しまして、当該データを提供し、本市の状況を確認及び議論いただくことで、介護判定の適正化を行っています。また、調査員研修においてもデータを活用し、調査

		ついて	との対比をして分析した結果を、各保険者に提供するという事業が開始されている。 市では、当該データを介護認定審査会の委員に提供するなどしているが、その分析結果の活用方法がまだ確立していない。今後、積極的な活用が求められる。	ける注意点等を共有することで認定調査の適正化につなげられるよう調整を進めています。	時における注意点等を共有することで認定調査の適正化につなげられるよう調整を進めています。
4	高齢介護課	キャッシュカードを端末で読み込む方法による口座振替の導入について	国民健康保険料等については、キャッシュカードを窓口に設置している端末に読み込ませる方法により、銀行印なしで口座振替を申し込む方法が採用されているが、介護保険料については、それが採用されていない。 他市における徴収率の増加への寄与の動向や、導入費用・手数料等のコストを踏まえ、上記の方法の導入の是非を検討すべきである。	キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストについて、システム全体の改修時期との調整も踏まえて調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。	キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストについて、システム全体の改修時期との調整も踏まえて調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。
5	高齢介護課	税務局等との連携について	現在、介護保険料の滞納については、市税等の他の強制徴収債権を所管する部局等との間で、ノウハウの共有や個別の案件の具体的な照会、その他の情報共有に関する具体的な連携はなされていない。 滞納者の資産や収入、交渉状況等について、税務局への照会等の方法による情報共有を検討すべきである。	滞納事案への対応において、滞納者に関しての税務局が把握している資産や収入状況を活用することができるよう、関係課の情報共有を検討してまいります。	滞納事案への対応において、滞納者に関しての税務局が把握している資産や収入状況を活用することができるよう、関係課の情報共有を検討してまいります。
6	高齢介護課	委託契約の入札参加資格等について	家族介護用品支給事業につき、入札資格が過去2年間に於いて2回以上、国又は地方公共団体から類似事業の委託を受け履行した実績を要件としていた。この入札参加資格は、過去の受託事業者以外の参入が困難となる可能性が大きく、新規参入を排除するものとなっている。 今後の入札においては、要件緩和を行うなど、新規事業者が参加しやすくなる措置をとるべきである。また、案件の周知性を高める努力もされるべきである。	今後の入札においては、入札資格の内容を精査し、入札要件の緩和など見直しを行います。また、多くの事業者が参入できるよう入札案件の周知を高めてまいります。	今後の入札においては、入札資格の内容を精査し、入札要件の緩和など見直しを行います。また、多くの事業者が参入できるよう入札案件の周知を高めてまいります。
7	高齢介護課 地域支援室	市が特定の事業者への委託契約を行う方式について	徘徊高齢者探知システム運用業務委託契約は、市が特定の事業者により、GPSによる探知システムの運用を委託し、市が「委託者」となり、事業者に初期費用相当額を委託料として支払うというものである。しかし、利用者と事業者との間では、通常の直接契約するサービス利用者の場合と同様に契約がされており、また、毎月の利用料等について、市は特に補助等を行わないといったことに照らせば、その実質は高齢者や家族がGPSを利用する際の初期費用の補助としての側面が強い。 市が特定の事業者との随意契約による委託という方式により、費用を拠出することは、特定の事業者のみを有利に取り扱うことになり、事業者間の公平という見地から問題がある。初期費用の一定額補助や複数	他市の調査結果や、高齢者あんしんセンター及び実際の利用対象者へのアンケート結果等を踏まえ、現行の契約方式からの変更等について検討を進めております。	他市の調査結果や、高齢者あんしんセンター及び実際の利用対象者へのアンケート結果等を踏まえ、有効かつ適切な事業内容について検討を進めております。

			事業者への委託であれば、このような問題は生じない。現行の委託方式の継続の是非を検討されたい。		
8	高齢介護課	将来的な事業の方向性について	高齢者住宅等安心確保事業は、大阪府営住宅に生活援助員を派遣し、安否の確認・緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行うというものである。しかし、民間の「サービス付き高齢者向け住宅」が急速に増加しており、府市双方が協議の上、事業の継続の必要性やニーズに即した事業の在り方を検討されたい。	大阪府と協議を行いながら、今後の事業の在り方を検討します。	大阪府と協議を行いながら、今後の事業の在り方を検討します。
9	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターの委託先の選定方法について	地域包括支援センターの業務委託先の選定については、15か所のうち、公募型プロポーザル手続を実施したものは2か所に過ぎない。残りのセンターについては、従前のセンター運営実績に照らして1者のみの検討、あるいは1者のみに提案させてプロポーザル手続同様の検討を行う、という方法で相手方を選定する随意契約となっていた。 仮に結果として、担当区域においてセンターの運営を担う能力があると見込まれる法人に限られていたとしても、本来的には契約の都度、随意契約理由の有無を確認すべきであるし、契約相手先の選定について、少なくとも5年程度の期間ごとに、プロポーザル等によって不特定多数の者に応募の機会を保障すべきである。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、令和3年度での公募型プロポーザルに向け、準備を進めているところです。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、令和3年度での公募型プロポーザルに向けて進めておりましたが、長引くコロナ禍における高齢者への影響を鑑み、選定を延期しました。現在令和4年度での公募型プロポーザル実施に向け、準備を進めているところです。
10	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターの委託先の契約の更新手続について	地域包括支援センターの業務委託契約は、単年度更新とされており、法的には毎年新たに随意契約を締結しているということになるところ、この更新の際には、新たに公募型プロポーザルによる契約相手方の選定を行うことなく、同じ相手方と随意契約を締結している。 今後、数年に1度は公募型プロポーザルを実施する方法により、契約相手先選定の透明性や公正性の確保を明確な形で図るべきである。また、プロポーザル方式で選定された事業者が、当該年度の業務のみならず、翌年度以降の業務の受注において有利に考慮される可能性があるのであれば、そのことをプロポーザル仕様書等に記載しておかなければ、他の事業者との関係で公正を欠き、意欲的な事業者の参入機会を減殺すると考えられる。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、令和3年度での公募型プロポーザルに向け、準備を進めているところです。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、令和3年度での公募型プロポーザルに向けて進めておりましたが、長引くコロナ禍における高齢者への影響を鑑み、選定を延期しました。現在令和4年度での公募型プロポーザル実施に向け、準備を進めているところです。
11	高齢介護課	老人福祉センターを含めた近隣の公共施設の役割の見直しについて	2か所の老人福祉センターは、築年数が40年を超え老朽化が進んでおり、現状、当該施設を使い続けるにあたっては、多額の修繕費用又は更新(建替)費用が発生するものと想定される。	市の八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めてまいります。	市の八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めてまいります。

			同じ地域に存在する他の公共施設や公有地等も含めた、地域全体のまちづくりとしての在り方を検討すべきである。		
12	高齢介護課	老人福祉センターで実施されている入浴事業の今後の在り方について	老人福祉センターが設置された40年以上前と比べると、高齢者福祉に求められる役割も変化している。介護予防や社会参加の拠点としての役割など、入浴事業の利用者数の推移、入浴事業の実施コスト、将来の維持更新費用、他市の状況なども踏まえ、更に地域全体のまちづくりとして、両老人福祉センターの在り方も踏まえて、入浴事業の継続の可否について検討されたい。	入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。	入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。
13	高齢介護課	事業報告の別紙収入支出明細書における総額表示について	老人福祉センターの指定管理者が作成する事業報告別紙の収入明細書及び支出明細書には、「100円モーニング」事業について、当該事業の収入額と支出額は共に計上されていなかった。 収入と支出を相殺的に処理することは、妥当ではないから是正されるべきであることを、市から指定管理者に指導すべきである。	令和2年度実施分より、収入額と支出額を計上するよう指定管理者に指導していましたが、令和2年度は事業が中止となったため、令和3年度の実績報告書にて確認予定です。	令和2年度実施分より、収入額と支出額を計上するよう指定管理者に指導していましたが、コロナ禍における感染拡大防止の観点から事業休止となっているため、再開後、実績報告書にて確認予定です。
14	高齢介護課 地域支援室	今後の事業継続について	「見守りネットワーク推進事業」のサービス内容は、「訪問介護等の提供事業以外の日常生活上の支援及び指導」であり、内容自体曖昧である。 「孤独死防止事業」のように、特定の事業者に委託費を払って見守り事業を推進してもらうのではなく、広く身近な人たちに見守り、支えあいの意識をもってもらう「高齢者見守りサポーターやお」事業の方が、事業の性質にあっているのではないかと思われ、事業の実施内容の整理が求められる。	見守りネットワーク推進事業については、訪問時にどの程度のサービスを実施すべきなのかの整理とともに、総合事業における訪問型サービスへの移行を含めて検討をすすめてまいります。	見守りネットワーク推進事業については、訪問時にどの程度のサービスを実施すべきなのかの整理とともに、総合事業における訪問型サービスへの移行を含めて検討をすすめてまいります。
15	高齢介護課 地域支援室	モデル事業として継続していることの問題点について	「孤独死防止事業」は、平成16年に国費・府費を財源とした介護予防事業・地域支えあい事業として始まった。現在、事業が実施されているのは桂中学校区の1地区のみである。平成17年以後は新たな事業者の募集も行われていない。 これまでの実績や収集した資料に基づき、モデル事業であることの意義や、今後の事業の在り方や方向性について検討すべきである。	地域住民見守り訪問活動事業における桂中学校区での実施に関しては、総合事業における訪問型サービスへの移行について検討を進めていくなかで、他の地域や事業者における実施の可能性についても検討を進めております。	地域住民見守り訪問活動事業における桂中学校区での実施に関しては、総合事業における訪問型サービスへの移行について検討を進めていくなかで、他の地域や事業者における実施の可能性についても検討を進めております。

【令和2年度】公の施設のうち「指定管理者」が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(個別事項)

(2) 八尾市立共同浴場錦温泉

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	地域共生推進課	錦温泉の今後のあり方について	当該施設は、近隣の市営住宅の風呂設置率等も踏まえて、今後も長期間、利用料金収入と同程度の指定管理料を支出して維持すべきかを検討し、施設のあり方そのものについて検討すべきである。また、市の負担を抑え、また、民間の公衆浴場と比較して公平な形での対策についても検討すべきである。	錦温泉の今後の在り方については、令和3年3月策定の「市営住宅機能更新事業計画」を勘案しつつ、今後も継続して在り方の検討を進めてまいります。	錦温泉の今後の在り方については、令和3年3月策定の「市営住宅機能更新事業計画」を勘案しつつ、今後も継続して在り方の検討を進めてまいります。

(3) 八尾市立障害者総合福祉センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	障がい福祉課	修繕費の精算について	精算対象である修繕費の中に、送迎車のメンテナンス等、指定管理者の所有・リースする物品等の維持に要する費用が含まれていた。精算対象となる修繕費については、現行の協定書を前提とする限り、市の所有物の価値を維持する費用に限定されたい。	精算の対象となる修繕費は、管理物件についての修繕費であることを前提に、修繕対象の物品等の帰属先も含め、整理を進めています。	精算対象となる修繕費について、次期選定時に向けて見直しを行っております。
3	障がい福祉課	利用料金等収入から生じた剰余金について	利用料金等収入から生じた剰余金について、事前に福祉サービス公的給付の金額を正確に予測することは不可能であるが、予測が不正確なことに起因する収支変動に対応できない点で、現在の協定書は一部、合理的とはいえ部分がある。現在の指定期間中においても、協定書の協議条項を用い、指定管理者と協議の上、直近の運営実態に基づいた過去の指定管理料の精算や、将来の指定管理料の減額等を検討されたい。また、今後の指定管理においては、協定書上、指定管理料を定額で固定するのではなく、年度ごとに見直す旨の規定等を設け、これにより見直しを図る方式とすること等を検討されたい。	利用料金等収入から生じた剰余金については、別途協議条項により指定管理者と今後の取扱いも含めて協議を進めています。	利用料金等収入から生じた剰余金については、別途協議条項により指定管理者と今後の取扱いも含めて協議を進めています。

(5) 八尾市自転車駐車場

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	都市交通課	レンタサイクル事業の位置づけについて	自主事業であるレンタサイクル事業については、市と指定管理者との間の協定書や、今後の公募時の募集要項などにおいて、指定管理者の行うべき業務(例えば、提案を受けた内容を協定書に盛り込み、確実な実施を図る自主事業)とするなど、その位置づけについて考え方を整理すべきである。	次期指定管理者の公募時の募集要項において、レンタサイクル事業を自主事業ではなく、指定管理者の行うべき業務とするなど、整理を行ってまいります。	次期指定管理者の公募時の募集要項において、レンタサイクル事業を自主事業ではなく、指定管理者の行うべき業務とするなど、整理を行ってまいります。
5	都市交通課	自主事業としてのレンタサイクル	自主事業は本来、指定管理者の自己の費用によって行われるべきものであることに照らすと、今後の募	次期指定管理者の公募時には、レンタサイクル事業に係る経費負担について、事業の位置づけと	次期指定管理者の公募時には、レンタサイクル事業に係る経費負担について、事業の位置づけと

		ル事業の経費負担について	集にあたっては、自主事業としてのレンタサイクル事業の経費負担について、(特に自転車の保管に要する地代、人件費、光熱費等の固定費の計算と納付の)考え方を検討されたい。	合わせて考え方を検討してまいります。	合わせて考え方を検討してまいります。
6	都市交通課	定期利用者の確認の厳格化について	駐車場定期利用の申込・更新の際、現金事故を減らすため、自転車駐車場の定期利用に関して定期駐車券の連番管理を行うなど、不正発行を事前に防止することができるような、厳格な策を検討されたい。	駐車場定期利用の申込・更新の際に、現金事故を減らすため、他市の事例を参考に対策案を検討してまいります。	駐車場定期利用の申込・更新の際に、現金事故を減らすため、他市の事例を参考に対策案を検討しております。

(6)八尾市生涯学習センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	生涯学習課	利用料金の返還・還付についての基本協定書の文言について	協定書では、利用者のキャンセルが発生した場合の規定として、既納の利用料金の返還・還付等を行うことを定めているが、キャンセル分の料金について混乱を招きかねない文言があることから、次回の協定書の締結の際にはその趣旨がより明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めてまいります。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。
8	生涯学習課	利用料金収入に関する基本協定書の文言について	協定書では、利用料金の見込み額が当初見込みを下回った場合でも、市はその補填を行わないということ定めているが、そのような規定を定めなくても本来的には問題ないように考えられ、その文言が存在することにより、運用が分かりにくくなる可能性もある。次回の協定書の締結の際にはより趣旨が明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めてまいります。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。

(7)八尾市立総合体育館、八尾市立屋内プール等のスポーツ施設

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
9	文化・スポーツ振興課	新規事業者の参入促進に向けた取り組み(公募方法)について	指定管理者の募集時の応募団体数は、減少傾向にある。新規事業者の参入を促進し、競争性を向上させることにつながるような公募方法を工夫されたい。また、仕様書の変更にあたっては、競争性の向上やサービス水準の向上のための具体的なニーズの把握を行い、変更点についても効果を検証し次回の応募へつなげる体制を整備されたい。	次期公募時に応募が可能な事業者(現地説明会参加事業者、他市同種施設の指定管理者等)に事前調査を行い、応募意欲の向上に向けた具体策を検討してまいります。 上記の結果に基づき、公開情報の見直し、業務仕様の見直し等を実施してまいります。	次期公募時に応募が可能な事業者(現地説明会参加事業者、他市同種施設の指定管理者等)に事前調査を行い、応募意欲の向上に向けた具体策を検討してまいります。 上記の結果に基づき、公開情報の見直し、業務仕様の見直し等を実施してまいります。
10	文化・スポーツ振興課	新規事業者の参入促進に向けた取り組み(情報開示)について	現在の指定期間を対象とする募集時に受けた質問の中には、「フィットネス事業の備品に関する質問」や、「自主事業の収支に関する質問」が含まれていたが、「現指定管理者のノウハウ」に当たる情報であることを理由に回答することができないとしていた。指定管理者の公募の際に、新規事業者が提案するにあたって必要性の高い情報は、既存事業者との間で情報格差が生じないように留意し、適切な範囲の情報開示に努める必要がある。次回の公募時以降、以上の点を考慮した公募方法とされたい。	指摘のあったフィットネス事業に係る備品については、次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書等に明記するよう見直しを行います。	指摘のあったフィットネス事業に係る備品については、次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書等に明記するよう見直しを行います。

11	文化・スポーツ 振興課	自主事業の収 支報告について	協定書及び仕様書で、一定の条件のもとに実施を 求めている自主事業の収支については、事業報告に て報告が必要な旨を明確にすべきである。また、自主 事業も含めた管理運営に係る収支の実態を把握し、 次回以降の公募条件の検討材料として有効に活用さ れたい。	次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書 等に明記するよう見直しを行います。	次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書 等に明記するよう見直しを行います。
12	文化・スポーツ 振興課	目的外使用許 可と減免につ いて	法人の事務所スペースについては、指定管理業務 の拠点としてだけでなく、法人本部の執務を行うス ペースであることから、無条件に使用料を全部免除す ることについては再検討する必要がある。また、自 主事業による売店スペースについても、同施設内の 喫茶スペースや自販機設置スペースが一定の目的外 使用料を収めている点、また、指定管理者は売店によ る一定の収入を得ている点からも、減免の必要性を 十分に検討した上で、使用料の減免の可否および減 免率について検討されたい。	事務所については、目的外使用としつつも、当 該法人の実施事業は市内スポーツ施設の指定管 理業務を主とした市内のスポーツ振興に関する業 務であることから減免は適当であると考えておりま す。 売店については、目的外使用としつつも、利用 者の利便性の向上に資する商品を用意しているも のでありますが、その取扱いについては再検討し てまいります。	事務所については、目的外使用としつつも、当 該法人の実施事業は市内スポーツ施設の指定管 理業務を主とした市内のスポーツ振興に関する業 務であることから減免は適当であると考えておりま す。 売店については、目的外使用としつつも、利用 者の利便性の向上に資する商品を用意しているも のでありますが、その取扱いについては再検討し てまいります。
13	文化・スポーツ 振興課	フィットネス事業 で使用する備品 について	体育館やプールのフィットネス機器は、現状のサー ビス維持を期待する以上は必須の機器となることか ら、公募の際の公平性を保ち、新規事業者の参入障 壁とならないよう、機器は市の所有備品と位置付け ることとするか、あるいは市の所有備品と位置付け ない場合は、不公平にならないよう、別の解決策を検討 されたい。	次回の公募に向け、現状の運用や経過等も踏 まえつつ、公平性の観点から、検討してまいりま す。	次回の公募に向け、現状の運用や経過等も踏 まえつつ、公平性の観点から、検討しております。
14	文化・スポーツ 振興課	自主事業の施 設使用料につ いて	自主事業で使用している「多目的室」は、部屋として 独立した空間であるが、指定管理者が無償で優先的 かつ排他的に利用している根拠が不明瞭である。市 は、無条件に無償の貸与を認めるのではなく、一定 の対価を徴収することも含めて検討すべきである。ま た、多目的室は施設案内等にも記載されておらず、市 民が利用できる場所ということが周知されていない。 市民に開放することなども検討されたい。	「多目的室」の位置付けや取扱いについて、公 の施設として適切な利用となるよう整理を行ってま いります。	「多目的室」の位置付けや取扱いについて、公 の施設として適切な利用となるよう整理を行って おります。

(8)八尾市立大畑山青少年野外活動センター

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
15	生涯学習課	基本協定書の 「備品」の文言 について	次回の協定書の締結時までに協定書の「備品」「備 品等」という文言を見直しし、所有権が八尾市に帰属 すべき備品を「備品Ⅰ」、指定管理者に所有権が帰属 すべき備品を「備品Ⅱ」とする定義の規定を入れるな ど、その文言に従って、各規定における「備品」「備品 等」がどちらを指すのかが、明確になるように協定書 の文言を修正すべきである。	協定書の文言について、備品の定義が明確と なるよう、見直しを進めてまいります。	協定書の文言について、備品の定義が明確と なるよう、見直しを進めております。
16	生涯学習課	利用料金の返 還等についての 基本協定書の	協定書では、利用者にキャンセルが発生した場合 の規定として既納の利用料金の返還・還付等を行うこ とを定めているが、文言の一部について、やや混乱を	協定書の文言について、趣旨がより明確となる よう、見直しを進めてまいります。	協定書の文言について、趣旨がより明確となる よう、見直しを進めております。

		文言について	招きかねないような表現があることから、次回の協定書の締結の際にはその趣旨がより明確になる文言への改訂を検討されたい。		
--	--	--------	--	--	--

(9)八尾市立歴史民俗資料館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
17	観光・文化財課	指定管理者の公募における「学芸員」の要件について	指定管理者を公募するにあたっての「学芸員」の要件については、施設の役割・特徴と、実際の指定管理者の参入可能性を考慮した形で、次の公募において、検討されたい。例えば、学芸員の研究実績等の要件を緩和する方法を考えられたい。もう一つは、施設の業務を分担し、市の職員が研究を担う方法の活用も検討されたい。職員が、「史資料」の整理・研究に従事する体制を作り、指定管理者側の学芸員配置の要件を緩和すること等が考えられる。	次回の指定管理者の選定に向け、指定管理者の参入可能性を考慮した形で資料館の体制を再検討するなかで、学芸員の要件についても見直しを検討いたします。	次回の指定管理者の選定に向け、指定管理者の参入可能性を考慮した形で資料館の体制を再検討するなかで、学芸員の要件についても見直しを検討いたします。
18	観光・文化財課	展示スペースが狭小なことの克服について	施設のアウトリーチ的な機能の強化について、市が「仕様書」の段階で、「普及活動」に関する業務水準を設定しておく方法で、普及方法の頻度を明記することを考えられたい。どの指定管理者が担ったとしても、行うべき業務水準として位置付けることは重要である。市と指定管理者が協議し、指定管理者からの積極的な提案を求め、より効果的にアウトリーチ的な活動を求められたい。	次回の指定管理者の選定に向け、展示事業を補完できるよう、アウトリーチを中心とした普及活動の具体的な業務水準を仕様書に明記できるよう検討いたします。	次回の指定管理者の選定に向け、展示事業を補完できるよう、アウトリーチを中心とした普及活動の具体的な業務水準を仕様書に明記できるよう検討いたします。

(10)八尾市立埋蔵文化財調査センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
19	観光・文化財課	収集保管されている文化財の保存のあり方について	文化財の保管にあたり、地震発生時を想定した保管方法を検討されたい。また、出土物の保管に関する長期的な保存の方針が確立されていないという問題点を解決されたい。なお、保管場所の不足問題は、指定管理者のみでは解決困難であり、市として、保管方法の改善も含め、短期的な解決が難しいとはいえ、保管に関する方針を確立していく必要がある。	指定管理者とともに、出土品の保管状態を点検し、対応可能な安全対策を行います。 長期的な出土品の保管についての方針を検討いたします。	指定管理者とともに、出土品の保管状態を点検し、対応可能な安全対策を行います。 長期的な出土品の保管についての方針を検討いたします。
20	観光・文化財課	成果の発信方法に関する、業務水準の明確化について	仕様書のうち、広報活動等に関する部分は、ホームページなどの広報活動について「積極的に取り組むこと」、刊行物の作成及び配布についても「行うこと」となっており、明確化がされていない。ホームページに関しては記載内容、刊行物の作成及び配布に関しては、発行頻度や部数・配布先等を明確化するなど、業務水準を固定化されたい。	次回の指定管理者の選定に向け、仕様書にホームページの記載内容、刊行物の作成及び配布に関しては、発行頻度や部数・配布先等を明確化するよういたします。	次回の指定管理者の選定に向け、仕様書にホームページの記載内容、刊行物の作成及び配布に関しては、発行頻度や部数・配布先等を明確化するよういたします。
21	観光・文化財課	備品の管理について	当該施設については、前制度である管理委託時代から長い年月が経過しており、市所有の備品と指定管理者所有の備品の配置が混在している状況である。指定管理者と市の担当者として備品実査を行い、市	指定管理者と市の担当者として備品実査を行い、市か指定管理者か、どちらの備品であるかを点検し、備品台帳の登録状況、備品シールの添付状況等の全体的な点検を行います。	指定管理者と市の担当者として備品実査を行い、市か指定管理者か、どちらの備品であるかを点検し、備品台帳の登録状況、備品シールの添付状況等の全体的な点検を行います。

			か指定管理者か、どちらの備品であるか点検し、備品台帳の登録状況、備品シールの添付状況等の全体的な点検を行われたい。	
--	--	--	---	--

(13) 安中新田会所跡旧植田家住宅

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
22	観光・文化財課	指定管理者が定める管理運営規約(目的を限定した利用)について	指定管理者が定める管理運営規約のうち、利用の目的に言及する部分につき、条例と利用規約との関係性が明示されておらず、条例とは別のルールが定められているかのような誤解を生みかねない。許可が可能な具体的な利用の例を例示するなど、より分かりやすい形に改められたい。	条例と整合の取れた利用規約となるよう指定管理者に改定に向けた検討を促すとともに、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めました。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めております。
23	観光・文化財課	指定管理者が定める管理運営規約(営利目的の利用)について	指定管理者が定める管理運営規約のうち、営利目的による利用に関する部分につき、条例の定めを超えて、独自のルールを定めていると読めなくもないため、施設の有効な活用及び市民から見た時のルールの明確化の観点から、条例の範囲内で一読してわかりやすい利用規約の整備を行うべきである。	条例と整合の取れた利用規約となるよう指定管理者に改定に向けた検討を促すとともに、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めました。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めております。

(16) 八尾市立龍華図書館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
24	生涯学習課	市立図書館全体への今後の指定管理者制度の導入について	4つの市立図書館について、直営による運営・指定管理者による運営それぞれに、民間のノウハウの活用というメリットと、指定管理者制度による運営の收支構造上のデメリットが存在する。4館(八尾、山本、志紀、龍華)の運営について、直営館と指定管理者運営館とを併存させ、双方でサービスを競い合う、いわゆるハイブリッド型での運営を検討されたい。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、一定の効果が見込まれることから、導入の方向性を決定し、現在、さらに詳細な検討を進めているところです。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、一定の効果が見込まれることから、導入の方向性を決定し、引き続き検討を進めているところです。

(17) 八尾市営住宅

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
25	住宅管理課	指定管理者の創意工夫の余地をより広く認める仕様の設定について	指定管理者の創意工夫に委ねるべき部分について、市が過度に介入すべきではない。仕様を定めるにあたっては、指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分がないかという観点から、改めて仕様内容を精査すべきである。その際、駐車場管理を自治会等に委託することを義務付ける点については、見直す方向で検討すべきである。	指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分について、次回募集の仕様内容を見直します。	指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分について、次回募集の仕様内容を見直します。
26	住宅管理課	「空家修繕」の工事実績の検証の不十分さについて	市営住宅の修繕について、「空家修繕」について、市は現地確認を行っているが、工事内容の実際と書類上の工事明細、金額を照らし合わせていない。どのような方法で、どの程度のコストをかけて、各部屋の修繕を進めるかについて、的確に把握するとともに、指定管理者から第三者への工事の発注業務がより効果的・効率的になされるようチェックや指導をされた	修繕範囲の確認を相互で行い、発注業務がより効果的・効率的に行えるよう取り組んでおります。コストの確認及び修繕の進捗状況についても的確に把握できるように、適時報告を受け、確認してまいります。 また、指定管理業務にかかる発注は、指定管理者の判断によることが基本となりますが、当該修	空家修繕について、指定管理者と修繕範囲をどの程度行うかについて相互に確認を行い、効果的・効率的な空家の修繕がなされるよう、修繕内容の履歴を作成することで仕様の標準化及びコスト把握に努めるとともに、修繕の進捗状況についても適時確認を行うように改めました。 (措置済み)

			い。また、発注方法についても、一定の競争性を確保する仕組みを取り入れることも、指定管理者と協議をし、検討されたい。	繕については競争性を確保する仕組みを試験的に取り入れるなど、発注方法について、協議を進めております。	また、指定管理業務にかかる発注は、指定管理者の判断によることが基本となりますが、当該修繕については競争性を確保する仕組みを試験的に取り入れるなど、引き続き発注方法について、協議を進めております。
27	住宅管理課	住み替え誘導の一層の促進について	「八尾市営住宅機能更新事業計画」において、老朽化が著しい等により建替が必要と判断した住棟の現居住者について、他の住居への住み替え誘導等を行うこととしているが、必ずしも計画どおりには進んでいない。住み替え誘導は、市営住宅の管理コスト削減への貢献度が高いことから、時期を区切って進め、それでも住み替えが実現しない場合、法的手続きも視野に入れた対応も検討すべきである。	対象入居者の意向等を確認し、住替え可能な住居の確保を行い、速やかに住替えが行えるよう対応してまいります。また、今後入居者の拒否等で住替えが実現しない場合、法的手続きも含めた対応が可能であるかについては引き続き検討してまいります。	対象入居者の意向等を確認し、住替え可能な住居の確保を行い、速やかに住替えが行えるよう対応してまいります。また、今後入居者の拒否等で住替えが実現しない場合、法的手続きも含めた対応が可能であるかについては引き続き検討してまいります。
28	住宅管理課	指定管理者応募者への情報提供のあり方について	指定管理者選定手続の過程で、応募者からの質問を受け付け、これに対する応答をホームページで公表するという手続が経られているが、事業者からの質問に十分な回答がなされていないものがあつた。指定管理の応募者が、収入・支出を正確にシミュレートし、採算性や専門的な従業員の確保の可能性を検討できるよう、公募手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において積極的に情報提供することや、質疑の手続きには、十分な時間を確保的に回答すべきである。	今後の指定管理者の選定手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において、積極的な情報提供や質疑の手続きに十分な時間を確保的に回答します。	今後の指定管理者の選定手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において、積極的な情報提供や質疑の手続きに十分な時間を確保的に回答します。

【令和3年度】委託契約に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(共通事項)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	契約検査課	財務規則第 122 条第6号による契約保証金の免除のあり方について	八尾市財務規則第 122 条第6号の適用においては、現在、具体的な適用基準や例がない。他の地方公共団体における契約保証金の免除に関する規則及びその運用の状況を踏まえ、財務規則の改正や同規則の解釈の運用指針等において具体的な適用基準や例を示すなどして、契約保証金免除のあり方を検討されたい。		契約事務の適正な執行に向け、本市財務規則の当該部分に関する適用範囲の解釈及び運用について、具体的事例を記した通知を発し、誤りが生じないよう全庁的な見直しに取り組みました。 なお、財務規則の改正を含む契約保証金免除にかかるあり方の検討については、引き続き検討してまいります。
2	契約検査課	再委託の承認の要否について	再委託の承認に関係する事務の取り扱いについては、現在、研修資料等にも記載がない。注意点等について周知することが望ましい。		庁内研修資料に再委託に関する考え方、注意点を記載し周知を図ってまいります。

(各論事項)

(2) 本庁舎警備及び建物総合管理業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	総務課	同一の業者による応札が継続している状況について	入札で、長期間にわたり同一業者の応札が継続している状況は、潜在的な理由があると考えられるため、全庁的な取り組みとして同一業者との契約が継続しているものの見直しを進めるなかで、背景事情の解明に努められたい。		本業務については、同一事業者による落札が継続しているものの、複数事業者から応札がある状況にありますが、次回の入札実施状況により、全庁的に定めた見直し手続きに基づいて対応してまいります。

(4) 八尾市外国人相談窓口運營業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	人権政策課	外国人相談窓口の在り方について	相談窓口について、将来的には、国の交付金事業が終了する時期が来るため、持続可能な方法のもとで、事業目的を実現するためには、サービス水準の見直しや、一定の相談内容には受益者負担を導入するなど、事業の在り方の見直しを検討すべきである。		国の交付金事業が終了することを見据え、外国人住民間の共助を促す取り組みや必要性を勘案した対応言語の精査、受益者負担の検討など、事業の在り方の見直しを行ってまいります。
5	人権政策課	今後の契約相手方選定にあたっては競争性を取り入れた方法とすべきであること	現在まで2号随契による契約締結がなされてきたが、業務の多くの範囲の再委託がされている状況が見受けられ、競争性を排除していることと矛盾している。遠からぬ時期に、契約相手方の選定にあたり、競争性・公平性が確保される契約方法(プロポーザル等)を採用すべきである。 なお、今後の ICT 技術の活用見込みなどを踏まえると、これらの技術の活用に長じた業者への委託が予算の有効活用につながる可能性が考えられるため、仕様書を作成する際に、併せて検討されたい。		外国人材の受入拡大に対応するため、国の交付金を活用し、外国人支援のノウハウや情報が集約されるような手法を取りつつ、外国人相談窓口体制の整備を進めているところです。 本業務内の通訳・翻訳業務において、ICT 技術の活用に長じた業者へ業務委託する等、契約の競争性が確保できる方法を検討してまいります。

(5) 八尾市男女共同参画センター業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	人権政策課	男女共同参画センター(すみれ)の行方情報発信事業の再構築について	男女共同参画にかかると情報発信について、いかなる情報を誰に向けて発信するのか、その目的と効果との関係からいかなるツールを用いるのが効果的であるのか、再度、見直しを行い、事業内容のさらなる整理を検討すべきである。		各情報誌による情報発信事業の役割・機能の整理を行い、また、デジタルツールの活用など、効果的な情報発信について引き続き検討を行います。

(6) 外国人市民情報提供事業委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	人権政策課	情報発信の方法・手段のさらなる検討と地域コミュニティの醸成に向けて事業自体の目標	外国人市民への情報提供として、紙媒体の情報誌よりもSNSのようなデジタルツールの方が効果的な可能性があることから、紙媒体やウェブサイト以外のツールによる情報発信を検討し、また、外国人市民と市の間で継続的な接点を持てるような工夫をすべきである。		紙媒体での情報発信においては、学校や外国人コミュニティに協力いただく等、工夫して進めておりますが、現在、外国人市民の情報入手の方法が紙媒体からデジタルツールに移行していることから、SNS の活用等を検討し、情報発信媒体の精査を行ってまいります。

		を一步進める必要性について			
8	人権政策課	現在の受託者に対する随意契約について	現在まで2号随契による契約締結がなされてきたが、業務内容や今後新たな情報ツールを用いることを模索していく時期になっていること等から、今後の契約相手方の選定にあたっては、競争性・公平性が確保される契約方法(プロポーザル等)を採用すべきである。		八尾市外国人市民会議等でも意見を求め、よりよい外国人市民への情報提供につながるよう業務内容、情報発信の方法について見直しを行います。 また、それに伴い、契約相手方の選定についても見直しを行います。
9	人権政策課	八尾市外国人相談窓口運営業務委託事業との統合と競争性のある契約方式の採用について	「外国人相談窓口運営業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」とは、業務目的が重複しており、後者については2号随契による理由は乏しい。将来的には事業を統合したうえプロポーザル方式により相手方を選定する方式とし、競争性を適切に取り入れるとともに、民間を含めた様々な応募者からの提案により、よりよい業務内容へ仕様を高めていくことを検討するべきである。		より合理的で効果的な事業となるよう業務を整理し、「外国人相談窓口運営業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」の統合に向けて検討を行います。

(7) 人権啓発関係業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	人権政策課	仕様書において業務内容が明確になっておらず、業務実施内容の詳細が記載された報告書も提出されていない	仕様書で委託業務の内容がほとんど特定されていなかったため、委託業務の発注時に業務内容を明確に特定すべきである。また、受託者からは、業務実施内容の詳細が記載された報告書の提出を受けるべきである。		業務内容を明確にした仕様書により令和4年度の契約を締結しました。 また、業務実施内容の詳細を把握できるよう、提出を求める報告書の記載事項について見直しを行ってまいります。
11	人権政策課	委託費の積算根拠が不明確であり、また、委託費の精算もされていない	委託費については、実際に要している費用の実態を把握して、その金額を踏まえた真に必要な金額を精緻に積算する必要がある。また、委託費を概算払いとし、精算を予定している以上、精算の要否を検討するための支出実績を確認のうえ、的確に精算を実施すべきである。 なお、精算対象費目の基準が不明確であることに起因し、精算の要否の判断が困難となっているように思われる。精算対象とすることになじまないと思われる人件費については、業務量に対し過大でないかを不断に検討すべきである。		細目が記載された見積書を徴取し、また、実際に要している費用の実態を把握したうえで、契約や精算の手続きを行ってまいります。

(8)八尾市人権啓発事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	人権政策課 会計課 行政改革課	公金外現金の 管理方法につ いて	職員が公務として公金外現金を取り扱う場合につ いての取り扱いルールを制定すべきである。また、委 託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務 局機能を担う職員が同一であることは、事務について 適切なチェックが働きがたいため、それらを担当する 職員を分離する等の改善をすべきである。		委託者側である市の事務担当職員と、受託者 側で事務局機能を担う職員を別の職員にすること で、チェック機能を維持し、適切な事務処理を実施 してまいります。 また、職員が公務として公金以外の現金を取り 扱う際の、全庁的なルールの作成に向け、他市等 の制定状況の調査等を行っております。

(9)市民課及び庁内案内の窓口業務委託

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
13	市民課 コミュニティ政策 推進課	事業費削減に 向けた事業者 選考方法につ いて	プロポーザル手続での評価基準で価格点の割合が 低くなっていた。委託費の増大抑制をより重視して受 託事業者を選定する工夫として、次期の選定手続の 際には、提案者間での価格競争が働くよう、価格点の 評価の割合を増やすべきである。		次期選定手続きに向け、他市の状況も参考に し、窓口業務委託の目的にかなった審査項目、配 点のあり方について検討してまいります。
14	市民課 コミュニティ政策 推進課	業務量の実態 把握に努める べきこと	業務遂行の方法は委託事業者の創意工夫・裁量に ゆだねられるとしても、その業務がどのように行われ ているのかの把握や、委託費額が適切かどうかにつ いて、市自身で検証することも必要である。事業者選 定の際には、委託している業務量のボリューム等の 把握に努めるべきである。		窓口業務委託における業務のあり方を取りまと めた「業務手順書」について、市で現行の業務を 検証、確認しながら最新のものに改めるとともに、 今後においても都度見直しを図ることで受託事業 者業務の把握を行ってまいります。 また、委託費額については、次期事業者選定に 向けて各事業者からの見積もりを徴取する際に新 たに上記「業務手順書」を示すほか、詳細な統計 データ等を提示することでより精緻な見積額を徴 取するとともに、他市の委託費額も参考に比較・ 検証を行うことで、適切な額の算定を図ります。
15	市民課 コミュニティ政策 推進課	仕様について (サービス要求 水準と指標の設 定について)	業務仕様において、受託事業者に対し複数のサー ビス要求水準の達成・維持向上を求めているところ、 指標が適当であるか疑義がある点や、要求がやや過 大になっている点が見受けられる。窓口業務全体の 成果など市民サービスの向上に向けた、的確な指標 となるよう見直すべきである。		窓口業務委託における指標について、他市の 状況も参考にし、指標を定めることに対する効果 検証を行い、次期事業者選定時における仕様書 に反映してまいります。

(10)八尾市福祉生活相談支援事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
16	地域共生推進 課	事業計画書・事 業報告書の様 式・記載方法の 見直し	受託者から提出される「事業計画書」「事業報告書」 は、過年度と全く同じ内容の報告など、一部形骸化し ている節が見られた。その趣旨・意義を見直して、書 式を抜本的に見直す、記載方法の基準をより具体化 し、相談員に周知する等の措置を検討されたい。		令和4年6月に受託者に対し、事業計画書及び 事業報告書について改めて説明を行いました。 また、令和5年度から実施予定の重層的支援 体制整備事業において、本事業の役割を明確化 するため、実施要綱の改正を予定しており、その 中で、実績報告書等の書式についても改めて定 めてまいります。

17	地域共生推進課	2者以上からの見積書の取得	八尾市財務規則では、随意契約の際「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」としている。この契約において、相手方以外の者から見積書を取得することが不可能とまでは思われないため、類似事業者に対して見積書を依頼するか、少なくとも、他の自治体における単価や委託料の計算方法などは調査すべきである。		他の自治体への委託料単価等の調査に加え、公募型プロポーザル方式による事業者選定を通じて、委託費の適切性を検証してまいります。 また、次年度以降においては、契約毎に2者以上からの見積書の取得を行うなど、価格の公正性を示してまいります。
18	地域共生推進課	委託費の積算・検証の不十分性	委託費が適切かどうかという点について、実労働時間・必要人員等を把握しての検証や、経費費目の合理性の検証を十分には行えていなかった。一者見積もりの一者随意契約であることに照らし、もう少し細かい委託費の計算は必要であるといえる。今後、市としてより詳細に委託費の適切性を検証すべきである。		他の自治体への委託料単価等の調査に加え、公募型プロポーザル方式による事業者選定を通じて、委託費の適切性を検証してまいります。 また、次年度以降においては、契約毎に2者以上からの見積書の取得を行うなど、価格の公正性を示してまいります。

(12) 診療報酬明細書等点検業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
19	健康保険課	委託費の適切性の検証の不十分性	本事業については民間事業者に対する委託の他、国保連に対する委託を行うことも考えられるところ、市は国保連に委託を行った場合の単価等を把握していなかった。競合事業者を探索し、複数事業者からも見積書の提出を受ける等、今後は委託費の適切性をより慎重に検証すべきである。		複数事業者から見積書を徴取し、委託単価を把握することで、委託費の適切性について検証を進めてまいります。
20	健康保険課	指名競争入札の際の指名	本事業について指名競争入札を実施する際、入札参加者の指名は、類似業務の実績などの観点から判断して3の事業者のみに対して行われていたが、候補となる事業者が他にも一定数存在するようにも思われた。そのような場合、市財務規則の「なるべく5人以上の指名」を満たすよう実施すべきである。 また、指名業者の入れ替えや追加を行うことや、明確かつ合理的な指名事業者の選定の基準を事前に制定しておき、事後に指名に関する疑義が生じないようにすることが望ましい。		条件付き一般競争入札により選定を行うことで、より公正性と透明性を確保する方針としております。

(13) 国民健康保険料納付案内コールセンター業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
21	健康保険課	委託費の積算・検証の不十分性	委託費の適切性の検討が、予算折衝時に、過年度との比較と、事業者から提出させた見積もりの金額の部分のみを比較しての検証に留まっていた。本事業について指名競争入札が行われることを勧告して、数年に一度の間隔で、最低限、実作業に掛かる時間・人員など見積金額の根拠となる中身を踏まえて、合理的な委託費について一定の検証を行うべきである。		詳細の見積書を徴取し、人件費等の妥当性を踏まえ、適切に行ってまいります。
22	健康保険課	個人情報保護等に関する事項	仕様書には、個人情報保護等に関する事項があるが、受託事業者が仕様書に沿った履行を行っている		市と受託者において毎月実施する定例報告会において報告事項として設け、確認する予定とし

		の履行確認について	かについて、市側で特に確認を行うといったことはされていなかった。事後、履行の確認を適切に行うべきである。		ております。
--	--	-----------	--	--	--------

(14) 八尾市国民健康保険・高齢者医療及び障がい者医療窓口業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
23	健康保険課 障がい福祉課	委託費の積算・ 検証の不十分性	令和2年度の委託契約は、予定されていたプロポーザルの不調により、前回の受託事業者の継続受注となった一者随意契約の前半部分と、改めてプロポーザルが実施され、1者が応募した上で、前回の受託事業者が受注した後半部分に分かれるが、いずれについても、見積額に一定の開きが存在していたにもかかわらず、その原因について、具体的な検証が行われていなかった。次回契約更新時には、合理的な委託費について実作業に係る時間・人員等を踏まえて検証を行うべきである。		詳細の見積書を徴取し、人件費等の妥当性を踏まえ、適切に行ってまいります。
24	健康保険課 障がい福祉課	契約書のリスク 分担表の記載 (特に「従事者の 軽過失」の場合 の免責)	契約書のリスク分担表のうち、受託事業者の従事者の「軽過失」の場合の第三者賠償の負担について、これを市の負担とするような記載となっていた。民法の原則からすれば、受託事業者が負担すべき性質のものとも思われるため、リスク分担表の記載を再度検討して、受託事業者負担とするように定めておくべきである。		新たに締結する契約では、受託事業者の従事者の「軽過失」の場合の第三者賠償の負担について、受託事業者負担とする予定です。
25	健康保険課 障がい福祉課	契約書記載の 「著作権」、特に 「翻案権」の処理	業務マニュアルの引継ぎ等の際を想定すると、著作権の譲渡を受ける著作物の翻案等を市が疑義なく行えるように、現行の契約書の第13条の文言を「著作権の帰属(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む)」というように修正すべきである。		新たに締結する契約書では、著作物に関する著作権の帰属について、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むこととする予定です。
26	健康保険課 障がい福祉課	マニュアルの承認 手続きの欠如	プロポーザルの実施における募集要項には、『事業者は、八尾市に対してマニュアルを提出し、その承認を受けること』という旨の記載が存在するが、実際には、市は、内容は確認しているが、承認は特に行っていない。マニュアルの承認の手続きを行って是正をすべきである。		マニュアル提出があった際、市としての承認を行います。
27	健康保険課 障がい福祉課	過去の年度の契約 関係文書が保存され なかったこと	過去の年度(平成25年10月から平成29年3月までの契約文書)の文書について、既に保存期間を経過しており存在しないとの説明を受けた。しかし、文書保存期間に関する八尾市文書取扱規程の「文書の完結」の理解を誤っていたものと解される。以後、文書の保存期間を正しく取り扱われたい。		次期契約の起案時には、適切な保存年限とします。

(17) 集団検診業務に係る委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
28	健康推進課	市の職員が一部従事することについての入札仕様書における記載の必要性	市の職員が、当該集団検診業務の一部に従事していることについて、入札仕様書で、それを明示しておくことが望ましい。		市の職員が業務の一部に従事することを明記した仕様書にて、次回の入札を実施する予定です。
29	健康推進課	市の職員が一部従事することについての契約書上の責任の明確化	検診業務は受託者が全責任を持って行うべきものであり、市は個別の職員に対する指揮命令を行うものではないことを、契約書上、明確にしておくことが妥当である。		市と受託者それぞれの責任を明記した内容で次回の契約を締結する予定です。

(18) 休日急病診療所窓口業務、診療報酬明細書作成及び総括業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
30	健康推進課	徴収事務委託の範囲等を示す「告示」について	この契約では「診療費」と「文書交付手数料」の2種類の歳入について、徴収の事務を委託しているが、徴収事務を委託する旨の告示では「休日急病診療料」と表示している。市民に対する情報提供の性格を有する「告示」において、正確な記載を行うべきであり、契約書・仕様書においても、2種類の徴収事務を委託していることが分かるような記載に変更すべきである。		次回の入札により決定した事業者との契約に係る告示について、今回指摘された内容を反映する予定としています。
31	健康推進課	診療料の徴収事務委託における現金の取扱いについて	現在、市の職員が、月ごとに4回から5回にかけて、患者等からの診療費等の現金を移動させるというリスクを負い、また、その度に納付書を作成しては、市の職員が金融機関まで出向いていくという事務的な負担を負う方式が用いられている。今後は、徴収を行っている受託者側が納入する方式に変更されたい。		次回の入札において、今回指摘された内容を入札仕様書に反映する予定としています。

(19) 八尾市立中小企業サポートセンター事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
32	産業政策課	プロポーザルの活性化について	現在、プロポーザルにより選定された平成29年度の契約者と、継続して随意契約を締結している。プロポーザル手続が行われた当時、このように随意契約が継続されるとの明示がなかったが、今後は、プロポーザル時に委託を継続することを予定する期間を明示する、または債務負担行為による複数年契約の活用等を検討されたい。		同一事業者と継続して随意契約を締結している状況について、令和4年度にプロポーザル方式による公募を行い、複数事業者による競争のもと選定を行いました。 なお、プロポーザルがより活性化されるよう、継続することを予定する期間の明示や債務負担行為による複数年契約などの募集条件等については、引き続き見直しを検討してまいります。
33	産業政策課	事業の評価方法について	市は、受託者から、業務別の支援件数、各企業への支援内容等の報告を受けているが、今後は、事業の効果測定のため、支援を受けた各企業の成果について、支援後の調査等により定量的に把握することを検討されたい。なお、市における把握が困難な場合		事業の効果測定について、定量的な把握ができるよう見直しを検討してまいります。

			は、プロポーザルにおいて、成果の把握等に関する提案を求めることも検討されたい。		
--	--	--	---	--	--

(20) 八尾市パーソナル・サポート事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
34	労働支援課 人権政策課	居場所事業における日本語訓練等の在り方について	この事業で行われている外国人市民に対する日本語訓練の実施については、就労に距離がある方への支援という事業本来の目的とは異なる観点からの支援も相応に求められている実情があり、また、他の日本語関係の事業と、相当重複する部分があると思われる。外国人市民に向けた日本語学習支援の在り方を検討されたい。		本人の就労意欲等を確認のうえ、就労に向けた日本語訓練を実施するとともに、日常的な日本語を学びたい外国人市民に対しては、国際交流センターの日本語交流事業を案内することで、事業の重複を解消してまいります。
35	労働支援課	定期的な委託業者の見直しについて	平成 24 年度にプロポーザルが実施され、その後、同一の受託事業者との随意契約が継続しているが、事業環境の変化が生じており、当時は参入困難だった事業者についても参入可能性が高まっていると思われる。委託先の事業者について定期的な見直しを行うことが、委託業務の有効性の向上等を図る面でも有益と思われるため、定期的なプロポーザルの実施を検討されたい。		プロポーザルを実施し、令和5年度より、新たに選定した事業者による事業実施を予定しています。
36	労働支援課	支援後の状況の把握について	要支援者に対し、相談等の寄り添い型の就労支援を実施しているところ、生活上の支援が就労準備としての効果を上げているか否かを把握するうえでは、援助により、どの程度の人数・期間について、継続した就労が確保できたかを把握し、また、その成果についてのデータの抽出や分析を検討されたい。		就労が実現した支援者に対し、就労後半年を目安に、受託者より文書もしくは電話等にて就労状況を確認させ、事業の効果を把握してまいります。

(21) 地域就労支援コーディネーター業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
37	労働支援課	相談場所その他の事業の枠組み(福祉生活相談支援事業等の他の事業との関係等)について	委託対象となっている4か所の地域就労支援センターについて、コーディネーターは各1名であるにもかかわらず、地域ごとの相談件数等の格差が大きい。すべてのセンターにフルタイムかつ専属のコーディネーターを配置するという枠組みは改善の余地がある。また、「福祉生活相談支援事業」との関係でも、事業の枠組みについては見直しの余地がある。場所・設置数等の見直しや他の相談事業との部分的な統合、直営と委託の範囲の見直し等、見直しの方向性は様々な方法が考えられるところ、実情に応じて検討されたい。		相談体制について、効率的・効果的な事業の実施の観点から見直しを検討してまいります。 また、他の相談事業との重複についても整理を行い、事業の見直しを検討してまいります。
38	労働支援課	事業の評価について	本事業は、高齢者・障がい者等の就労困難者に対し、相談等の支援を通じて、就労及びその継続の実現を目指しているが、その支援により、就労及びその継		就労が実現した支援者に対し、就労後半年を目安に、受託者より文書もしくは電話等にて就労状況を確認させ、事業の効果を把握してまいります。

			続(就労支援後、一定期間就労を継続できているか)が実現できているかを把握することが事業による効果の把握という観点で重要であるため、市として把握されるよう努められたい。	
--	--	--	---	--

(22) 8種分別・指定袋制に係るごみ袋の製作及び配送業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
39	循環型社会推進課	指定袋制を採用し無償で配付するという委託業務自体のあり方について	大阪府内では、現在、八尾市のみが、指定ごみ袋を無償で配付するという方式を採用している。しかし、この方式は、ごみ袋の製作費用・配送費用のみならず、配送の対象とならない市民への窓口配付や、配送数量の確認等のための人件費のコストが生じている。他の方式を含む方法の選択については、それぞれの諸々のコストや移行のコスト等の考慮を要するところ、ごみ袋に関する制度のあり方を検討する必要がある。		令和3年3月に策定した八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)において行っている現行の指定袋の効果検証を踏まえつつ、今後のごみ量の推移を注視しながら、指定袋制度のあり方について検討してまいります。

(23) 道路・水路台帳更新業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
40	土木管財課	契約相手方の固定について	現在、道路台帳等のデータを更新するという業務について、同一事業者への随意契約が継続しており、その前提となるシステムの定期的な更新についても同一事業者への随意契約が継続している。一方で、道路台帳のシステムの更新時に他業者の参入可能性を検討しシステムを見直した場合には、更新業務についても競争が可能となり委託業務のコスト低減につながる可能性がある。入札やプロポーザル、複数者の見積もりを比較したうえでの随意契約等の可否を検討すべきである。 また、他の所管課のシステムとの統合等によるトータルコストの削減についても、更新等に当たって検討すべきと思われる。		令和8年度の道路台帳管理システム更新に向けて、複数事業者の見積書を徴取し、コストについて精査してまいります。 また、システム内の地図情報については、他所属との統合等が可能であるか検討してまいります。

(25) 八尾市水道料金徴収等総合業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
41	お客さまサービス課	公募型プロポーザルの参加者を増やす努力などについて	公募型プロポーザル方式の参加者を増やすため、提案見積金額上限額を積算する際の見積額の提出を他の業者にも依頼する、参加について積極的に声がけする等を行うことが望ましい。また、現契約者から聞き取りを行うなどして業務内容を見直すことが、契約額の経済性・合理性を高めることにつながる可能性がある。加えて、業務を仕様落とし込み、一般競争入札あるいは指名競争入札を行うことも検討されたい。		提案見積金額上限額を積算する際には複数の業者に見積もりを依頼することや参加者を増やすための取り組みに努めてまいります。 また、現在の委託業務の内容を再度見直し、仕様書を精査した上で、一般競争入札も含めて選定方法を検討してまいります。

42	お客さまサービス課	他市比較の実施について	価格や業務の適正性を検証する手法として、同様の業務を外部委託している他市と比較を行うことにより、業務内容の改善、価格の妥当性の検証などを行われたい。		八尾市と同等規模の市に対し、業務委託料や業務内容について照会等により調査を行い、比較検証してまいります。
----	-----------	-------------	--	--	--

(27) 令和2年度平日昼間水道施設修繕補修業務・令和2年度休日夜間水道施設修繕補修業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
43	工事管理課	局待機の必要性	修繕班は、夜間緊急の時間帯を除き、水道局内での待機(局待機)することが要請されているが、年々修繕件数が減少傾向にある中、修繕工事発生の有無に関わらず、修繕班を水道局内に長時間拘束することに伴うコスト(業務費)が修繕工事件数に見合ったものであるか、という観点からの検証が必要である。効率的な待機体制の構築と委託料の低減に向けて検討されたい。		待機体制の見直し等、委託料の低減に向けた検討を進めています。
44	工事管理課	夜間緊急招集対応について	市は、受託者に対し、夜間に緊急招集を要請した場合、遅滞なく施工できる体制を整備することを要請し、一定の対応料を支払っているが、年間の修繕実績をふまえて、対応料の縮減につながるような方式を検討されたい。		本管等で大量の漏水が発生した場合は、漏水に伴う道路陥没等の2次災害の発生が予測されるため、夜間緊急招集対応料は必要であると考えておりますが、修繕補修業務全体で委託料の縮減につながる方式の検討を進めています。
45	工事管理課	入札の競争性の確保について	市は、入札参加資格の要件緩和等、入札参加者を拡大する見直しを進めているが、受注者がその他の業務従事者を選任する方式は、関与業者の固定化につながりやすく、入札時の業者間の価格競争性の阻害要因となるリスクがあるため、より一層、一般競争入札における価格競争性および透明性が確保できるような方策を検討されたい。		漏水修繕は特殊な技術が必要となるため、漏水修繕をできる業者が限られているのが現状であります。 今後の業者の技術向上を期待し、また価格競争性、透明性が確保されるように、入札参加者の拡大及び入札参加資格の要件についての検討を進めています。

(28) 八尾市水道施設運転管理等業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
46	施設整備課	予定価格の設計-直接業務費(労務費)の職種構成比率	市は、予定価格の設計上、公益社団法人日本水道協会発行の積算要領に準拠して積算しているが、直接業務費(労務費)について、仕様書で要請している配置体制、勤務体制等の実態についても考慮して積算する必要がある。		業種別技術者構成比率を見直し、業務総括責任者が出勤していない夜間等の比率はゼロとし、他の職階の比率についても積算要領をベースとしつつ、実態に合った勤務体制により積算し、予定価格を設計する予定です。
47	施設整備課	予定価格の設計-経費率	予定価格を設計するにあたって、積算要領が示す上限の範囲を上回る率を採用することについては、慎重に判断するとともに合理的な根拠および検討過程を証跡として残す必要がある。		合理的な経費率の採用について、積算要領に記載の経費率の適用範囲(1~5%)を参考とした上で、検討してまいります。
48	施設整備課	予定価格の設計-直接業務費(労務費)の基準人数	直接業務費(労務費)の予定価格や入札価格を設計するにあたり、業務従事者の配置条件や基準人数は、重要な前提条件となることから、仕様書上、明瞭に記載する必要がある。また、仕様書上の基準人数を決定するにあたっては、現行の運営実態についても		基準人数について、仕様書において配置条件を明確にし、予定価格の設計でバラツキがでないよう見直しを行う予定です。

			十分に検証した上で、基準人数の見直しの必要性を検討し、効率的な運営になるように努められたい。		
49	施設整備課	予定価格の設計-実績との比較分析	予定価格の設計上、積算要領記載の「標準点検所要時間」に準拠して保守点検時間を積算しているが、現状、実績と積算時間の比較分析は実施されていなかった。比較分析することで、施設の実態にあった保守点検時間を把握し、次期以降の積算方法や仕様書の業務量の見直しに活用することを検討されたい。		積算要領の標準点検所要時間だけでなく、各施設の実態を考慮した積算時間を算出し、設計書に反映できるよう検討してまいります。

(29) 八尾市英語指導者派遣事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
50	学校教育推進課	入札の予定価格を設計した時の見積根拠の保存について	平成 30 年度に実施された一般競争入札(ただし、その契約価格は、翌年と翌々年の随意契約にも継承されている。)の予定価格の単価について、見積根拠が保存されていなかったが、複数業者の見積書等、見積根拠となる証跡を残し、次期以降の仕様書の見直しに活用すべきである。		入札の予定価格の見積根拠について、適切に保存するよう、管理手法の見直しを行ってまいります。
51	学校教育推進課	ネイティブ英語指導者(NET)の資格要件の確認	事業者に対して、仕様書の資格要件を満たした者がネイティブ英語指導者(NET)として選任されていることを確認できるような書面や根拠書類を提出する義務を課すように仕様書を見直すべきである。また、市が学校訪問時に確認した英語指導能力に関するNETの適合状況については、書面で評価結果を残し、次期以降の仕様書の見直しに活用すべきである。		資格要件が確認できる書類の提出義務について、仕様書に明記するよう見直しを行ってまいります。 また、NET の評価については、手法を含めて検討してまいります。
52	学校教育推進課	効果指標の設定と事業の見直し	英語力向上を期待する事業効果を測定する指標として、現行の2技能に限定した効果指標は不十分であり、国や府に報告している4技能を含めた英語力の測定指標についても有効に活用することが考えられる。また、現在、4技能にかかる市の報告数値は、国や府の目標値及び実績平均値をともに下回っている状況にある。市は、保有データを活用し、施策の効果を振り返り、費用対効果の面から見直しを行い、やり方の工夫や事業そのものの企画変更など、効果の向上を志向することを検討されたい。その際、成果を挙げている他市の方法等を参考に事業の改善に取り組むこともよいと考えられる。		他市事例を参考とするため、視察を行うなど、より事業効果を向上させるための取り組みを行っております。また、指標の設定については、他の指標や実績値を含め、検討してまいります。

(30) 八尾市研究拠点校学習支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
53	学校教育推進課	随意契約の見積金額の検証について	前年度にプロポーザルにて選定した事業者と随意契約が行われているが、当該事業者から見積書を入力するのみで、他の事業者の見積金額等との比較等は実施されていなかった。財務規則に基づき、なるべく複数の事業者から見積書を入力するとともに、比較		随意契約を行う際には、複数事業者より見積書を徴取し、契約額の検討過程及び妥当と判断した結果について証跡を残すよう、見直しを行ってまいります。

			した見積書を残す等、検討過程および妥当と判断した結果について証跡を残す必要がある。	
54	学校教育推進課	業務設計の見直し	募集人数と比較して、申込者数が少ない状況となっているが、事業設計段階にて、募集人数と申込者数の乖離幅が可能な限り小さくなるよう工夫した上で、委託料を見積る必要がある。また、事業の継続にあたっては、申込割合や出席率が低い要因についての調査を行う等して、費用対効果を高めることができるよう事業設計の見直し及び対策を検討されたい。	過去の実績を参考にすることなど、募集人数と申込者数の乖離の減少に努めてまいります。また、出席率及び応募者の増加を図るため、受託事業者、学校と検討を行い、募集方法等の見直しにより対策を行ってまいります。

(32)八尾市小学校給食調理業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R4.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R4.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
55	学務給食課	変更契約(ミキサー食導入に伴う変更契約)の問題点について	喫食に配慮を必要とする児童が在籍している小学校において、給食の一部をミキサーにかけるための変更契約が行われているが、ミキサー食導入のための業務量の増加に伴う増額幅が過大であると思われ、また、学校間で生じている増額幅の差異について合理的な説明が困難である。変更契約に際しては、事業者側の提示した金額の妥当性を吟味する必要がある。		ミキサー食導入に伴う変更契約について、増額金額の妥当性の検証精度を高めるため、手続きの見直しを行ってまいります。
56	学務給食課	変更契約(食数増加に伴う変更契約)の妥当性について	食数増加に伴う変更契約に際して、「八尾市調理員配置基準」が用いられているが、この「基準」は表が存在するのみであり、その内容や詳細が不明であり、その適用要件等が不明確であるなど、適切な積算に向けて課題があるため、改善されたい。また、適宜基準の見直しを行う仕組みを検討するとともに、入札時の単価が増減される場合にも適用されるものとして、相応の根拠を持つ、明確な基準作りを検討されたい。		「八尾市調理員配置基準」について、他自治体の状況等を参考にしながら見直しを実施し、また、適宜見直しを行う仕組みの検討を行ってまいります。